



前4世紀初頭を中心としたローマと西地中海世界の政治的・文化的関係に関する研究

毛利, 晶

(Citation)

科研報告書, 16520440

(Issue Date)

2007-05

(Resource Type)

research report

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/K0001940>



前4世紀初頭を中心としたローマと
西地中海世界の政治的・文化的関係
に関する研究

研究課題番号：16520440

平成16年度～平成18年度科学研究費補助金
(基盤研究(C)) 研究成果報告書

平成19年5月

研究代表者 毛利 晶
神戸大学人文学研究科教授

〈はしがき〉

本書は、日本学術振興会科学研究費補助金により、平成16年度（2004年度）から平成18年度（2006年度）までの3年間にわたって行った研究（「前4世紀初頭を中心としたローマと西地中海世界の政治的・文化的関係に関する研究」）の成果を纏めたものである。

研究組織

研究代表者 : 毛利 晶（神戸大学人文学研究科教授）

交付決定額（配分額）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|-----------|------|-----------|
| 平成16年度 | 1,100,000 | 0 | 1,100,000 |
| 平成17年度 | 900,000 | 0 | 900,000 |
| 平成18年度 | 800,000 | 0 | 800,000 |
| 総計 | 2,800,000 | 0 | 2,800,000 |

研究発表

Akira, MORI, "Religion und die römische Politik in der mittleren Republik - Einige Bemerkungen anhand eines Heiligtums von Lavinium -" *The Journal of Classical Studies* 14 (The Korean Association for the Western Ancient History and Culture, June 2004) pp. 25-60.

毛利 晶「吉村忠典著『古代ローマ帝国の研究』をめぐる二者討論：吉村先生から頂いたコメントにお答えして」『クリオ』第20巻（2006年5月）12-18頁

毛利 晶「古代ローマの *municeps* -古代の学者が伝える定義の解釈を中心に-」『史学雑誌』第116編第2号（2007年2月）38-65頁

目次

| | |
|--|-----|
| 第1部 | |
| 紀元前4世紀初頭を中心としたローマと 西地中海世界の政治的・文化的関係 | 1頁 |
| 第2部 | |
| ラティウム・カンパニア地域における ローマの霸権確立とムニキピウム | 23頁 |
| 注 | 48頁 |
| 参考文献 | 76頁 |

第1部

前4世紀初頭を中心としたローマと西地中海世界の政治的・文化的関係

前4世紀初頭を中心としたローマと西地中海世界の政治的・文化的関係を考察する場合、文献史料が与えてくれる知見は質・量ともに非常に限られている。先ずこの時代を対象とする詳しい通史としては、唯一リーウィウスの『建国以来』が残るにすぎない。しかもこれが書かれたのはアウグストゥスの時代であり、本研究が主たる対象とする時期からは300年近くも隔たっている。そもそもローマで本格的な歴史記述が始まるのは、周知のように前3世紀末ないしは2世紀の初頭のことであり、それ以前に起こった様々な出来事の記憶がどのようにして伝承され、年代記のなかに定着するに至ったかについては、不完全で仮説的な説明が試みられているにすぎないのである。しかもこうした史料の信憑性の問題に加えて、ローマ人の歴史記述には、関心が都市ローマとローマ人の営みに限られるという偏りが、伝統的に存在する（共和政期で言えば、マールクス・ポルキウス・カトーの『起源論』が唯一の例外）。リーウィウスの歴史を例に取ってみても、そこで書かれているのはローマ人の事績、都市ローマにおける出来事とローマが支配領域を拡大していく過程であって、ローマが直接巻き込まれないこと、ローマにとっていわば外界の出来事については、記述が非常に少ない。また、たまに言及があっても、それらは断片的で、そこからローマの周辺地域で起こっていたことを正確に、系統立てて把握するのは極めて困難である。

前4世紀初頭を中心とした西地中海世界の歴史を知るための文献史料としては、リーウィウスの他にもう一つ、ディオドーロスの『歴史総覧』がある。これは、それが書かれた前1世紀のギリシア人にとっての「世界史」であり、ローマ中心のリーウィウスの著作を補完する役割が期待される。しかしその書名が示すとおり、これは先行する歴史家の著作を鉢と糊で繋ぎ合わせたような作品で、史料的価値の評価が、それぞれの箇所で基となっている歴史家の同定と結びついているので、扱いが極めて難しい。しかも本研究が対象とする時代について言えば、情報の絶対量が少なく、記述も地域と年によってかなりむらがあるという憾みがある。このようにそれぞれ問題はあるが、リーウィウスとディオドーロスが我々の研究にとって基本史料となることは間違いない。

更に前2世紀のギリシアの歴史家ポリュビオスも、『歴史』の第2巻でローマとガッリア人の関係史を概観しており（14—35章）、有益な情報を提供してくれるが、テーマが限定され、記述が非常に簡略である。これらを除くと、あとは古典を広くひもどいて、そこで偶々言及されている事件や出来事を、時にはその文脈から切り離して取り出し、我々が構築しようとする歴史像の中にはめ込む他ないのである。ただ南エトルーリアからラティウムを経てカンパニアに至る中部イタリアのティレニア海側地域は、近年特に考古学的な発掘が進んでおり、しかも考古学者の関心は、かつての「古典考古学者」がそうであったように、専ら美術的価値の高い作品とそれらの様式に向けられるのではなく、出土したものすべてを使って、古代の文化や人々の生活、更には心性にまで迫ろうとしており、歴史学者との対話と共同研究が可能となって来ている。従って私は今回のプロジェクトでも、文献史料の研究と平行して、ピュルギの神殿跡の発掘報告等、考古学史料の収集に心がけた。今のところは、収集した史料とこれまでの個別の研究成果のすべてを使って、前4世紀の初頭を中心としたローマと西地中海世界の政治的・文化的関係に関する全体像を描くまでには至っていないが、ここでは助成を受けた3年間の研究の報告として、I. シキリア（シュラクーサエ）の僭主、II. ポー川流域に定住したガッリア人、そしてIII. カルタゴ、の三者とローマ世界との関係について、研究の中で考察した結果をまとめておく。

I. シキリアの僭主と中部イタリア

レギオンの征服（前386年）によってシキリアの大部分と南イタリアの海岸地域の一部に支配権を獲得したシュラクーサエの僭主ディオニューシオス1世は、更に支配領域の拡大を目指して、イタリア半島のアドリア海岸で軍事行動を展開し(Diod. XV, 13)、また前384／3年にはティレニア海に軍を進めている。この点に関して幾つかの証言が残るが⁽¹⁾、最も重要なのはディオドロスとストラボーの記述である。先ずディオドロスは以下のように記す。

『ディオニューシオスは金銭に困り、60隻の三段櫂船を率いてエトルーリアに遠征を行った。海賊の根絶を口実にしていたが、実際には、多くの奉納品で満たされ、エトルーリア人都市カエレの港に築かれていた神域の掠奪を目的と

していたのである。この港はピュルゴイと呼ばれていた。夜のうちに船を接岸させ、軍隊を上陸させたあと、夜が明けるとともに襲撃して企てを成就した。と言うのは、その場には少數の守備兵しかおらず、彼らに暴行を加えて神域を掠奪し、少なくとも千タラントをかき集めた。カエレ人が助けに繰り出して来ると、彼らを戦いで破り、多くの者を捕虜とした。そして国土を荒らし回つてから、シュラクーサエに帰った。』(Diod. XV,14, 3sq.)

ディオドーロスはピュルギの神域の掠奪だけがディオニューシオスの遠征の目的だったように記しているが、ストラボーによると彼が目指したのはコルシカで、ピュルギの襲撃はその途上での出来事だった。

『ピュルギはカエレ人の外港で、[カエレから] 30スタディオン[5. 5キロ]離れている。エイレーテュイアの神域がある。ペラスゴイ人が建立したもので、かつては富んでいた。シキリア人たちの僭主ディオニューシオスがコルシカへの航行の途中にそれを掠奪した。』(Strab,V,8)

ティレニア海の制海権をめぐるエトルーリア人とギリシア人の争いは、前5世紀の初頭にまで遡る⁽²⁾。争いは前5世紀を通して続いたらしく、前414／3年にアテナイがシュラクーサエを包囲したときエトルーリア人の一部がアテナイ側に援軍として戦艦を派遣したのは、トゥーキューディースによると一部のエトルーリア人がシュラクーサイと利害関係が対立していたためだった(Thouk. VI,88,6; 103,2; V; 57,11; VII,53)。ディオニューシオスの遠征は、単に軍資金の獲得だけを目的としたのではなく、こうしたシュラクーサエとエトルーリア人の海上交易をめぐる利害の対立と抗争の中に位置づけるべきであろう⁽³⁾。

ピュルギ（サンタ・セヴェーラ）では、1957年から始まった神域の発掘で、1964年までに二つの神殿跡（神殿Aと神殿B）と、フェニキア語およびエトルーリア語の銘文を刻んだ3枚の黄金の板が出土している⁽⁴⁾。神域で祀られていた神に関して、ストラボーは出産を司るギリシアの女神「エイレーテュイア」の名で呼び、偽アリストテレスとポリュアエヌスは、これを「レウコテア」と伝えるが、黄金の板の銘文は、神の名をフェニキア語で「アスター

テ」、エトルーリア語で「ウニ（＝ユーノー）」と記す。これらの板は前5世紀初頭のものと推測されている。出土したのは神殿Aと神殿Bのあいだだが⁽⁵⁾、もともとは神殿Bの木製のドアに青銅の釘で取り付けられていた。銘文の内容は、カエレの支配者であるテファリエ・ウェリアナス（ティベリエ・ウェリアナス）が、女神アスタルテ=ウニの恩寵に感謝して、神殿を女神に奉納したと解釈されている⁽⁶⁾。

ディオニューシオスによるピュルギの神殿の掠奪のあと60年以上が経った前349年、ギリシア人の艦隊が今度はラティウムの海岸に出現する。リーウィウスは、「海およびアンティウムの海岸線と、ラーウィーニウムの一帯とティベリス川河口は、ギリシア人の船団によって脅かされた」(VII,25,4)と記している。これに対してコーンスルのルーキウス・カミッルスは、父マールクス・カミッルスの功績を心に銘記してガリア人戦争を籠によらず自ら引き受け、プラエトルのルーキウス・ピーナーリウスに海浜を防衛しギリシア人を岸に寄せ付けないよう命じた(Liv. VII, 25, 12)。しかしリーウィウスによると、ギリシア人は陸での戦いに長けておらず、ローマ人は海戦に長けていなかったので、この時ローマ人はギリシア人との間では目覚ましい事績を残さなかつたという。ギリシア人は海岸への上陸を妨げられ、他の日常必要な物資に加えて水までもが不足したので、遂にイタリアを立ち去った。このように述べた後リーウィウスは、この艦隊がどの国ので、どの部族のものだったかは定かでないが、この当時ギリシア本土のギリシア人は内乱で疲弊し、すでにマケドニア人の権力を前に慄然としていたので、シキリアの僭主たちだった可能性が最も高いと付け加えている(Liv. VII, 26, 13sqq.)。

ギリシア人の艦隊がラティウムの海岸を襲撃したのが史実だとして、それはいつのことか？リーウィウスはこれをルーキウス・フーリウス・カミッルスとアッピウス・クラウディウス・クラッススの二人がコーンスルだった年に記す。この年は、所謂ワッローの紀年法によると西暦に換算して前349年となるが、そもそもワッローの紀年法は、計算の基になっている最高政務官のリストに欠損があり、しかも欠損を補うためにかなり恣意的な修正が加えられているので、西暦と比べ数年の狂いが存在する。他方ディオドロスは、コーンスル制が復活する前366年以降、前350年まではリーウィウスとほぼ同じコーンスル

表を伝えているのだが、前349年から5年間は、彼の伝える表はリーウィウスの表と異なる。つまり、前349年のコーンスルとして、ディオドーロスはリーウィウスとは全く異なるマールクス・アエミリウスとティトゥス・クイーンクティウスの名を挙げている(XVI,59,1)⁽⁷⁾。前348年から前345年までの4年間は、コーンスルの名だけを取ればリーウィウスと同じだが、リーウィウスが前345年のコーンスルとするマールクス・ファビウスとセルウィウス・スルピキウスを前348年に置くため、前347, 6, 5年のコーンスルが、それぞれ1年ずつずれているのである。ところでディオドーロスは、ローマのコーンスル表と併せてアテナイのアルコーン表を伝えており、これによるとマールクス・アエミリウスとティトゥス・クイーンクティウスがローマのコーンスルだった年のアルコーンはアルキアス（在任、前346／5年）だった。

この時期シキリアでは、ディオンが前354年の夏に殺害されたあと政局が混乱を極め、短命の僭主が多数出現する⁽⁸⁾。それ故、ラティウム海岸に出現した正確な年代も捕捉しがたい艦隊が、誰によって派遣されたかを特定するのは不可能であり、またリーウィウスが単に「僭主たち」と言うにすぎないことから見て、彼も判断がつきかねたのだろう⁽⁹⁾。

II. ガリア人とローマ

ポリュビオスとディオドーロス

都市ローマは前390年（ワッローの紀年法）にガッリア人の襲撃を受け、カピトリウムを除く全市域が占拠された。この事件に関して、現存するなかでは最古の史料であるポリュビオスの『歴史』は、以下のように伝えている。

『このあと [つまり、アルプスの彼方からポー川流域に侵出してきたガッリア人が、その地に支配権を築き、周辺の民族を支配下に置いたあと] 暫くして、彼ら [ガッリア人] は戦争でローマ人および彼らと共に戦列を組んだ者たちに勝利し、逃げる者たちを追って、戦いの3日後にローマ自体を、カピトリウムを除いて占拠した。[ここで彼らの] 関心は他に惹き付けられた。彼らの土地にウェネティー族が侵入したのである。そこで彼らはローマ人と条約を結んで

都市〔ローマ〕を明け渡したあと、故国へ帰還した。このあと彼らは同族間の争いで動きを封じられた。更にはアルプスに居住する者の一部までもが、比べて⁽¹⁾見ると彼ら〔ポー川流域に住むガッリア人〕の方が富裕だったので、一緒になって彼らに対し攻撃をしかけることが繰り返されたのである。その間にローマ人は自分たちの力を取り戻し、ラテン人の間で支配権を再び構築した。ローマ占拠のあと30年目に、ガッリア人は大軍を挙げて再びアルバにやって来たが、その時は攻撃が予期しないものだったために、ローマ人は不意を突かれ、予め同盟者の軍隊を集めることができなかつたので、迎え撃つために軍を出動させようとはしなかつた。12年目に〔ガッリア人が〕再び新たな攻撃を企て大軍を率いて行進してきたとき、〔ローマ人は〕予め察知して同盟者を呼び集めていたので、戦いに身を投じ、全てを賭けて危険をおかす覚悟で、気勢を挙げてこれを迎え撃った。ガッリア人は彼らの攻撃に度肝を抜かれ、そして互いに仲違いし、そのあと夜になると、逃げるようにして故国へ退却した。この恐怖から13年間おとなしくしていたが、そのあと、ローマ人の力が増大するのを見て、和平と条約を結んだ。』(Polyb. II,18,2-9)

次にディオドーロスもガッリア人によるローマ占拠に関して詳細な記述を残している(Diod. XIV,113,1-117,7)。ディオドーロスによると、ガッリア人がローマを占拠するに至った経緯は以下の如くである。ディオニューシオス1世がレギオンを攻囲した年に、アルプスの彼方に住むガッリア人が大挙して隘路を越え、アペニン山脈とアルプスに挟まれた土地を、住民を追い出して占領した。ガッリア人は部族ごとに土地を分割したが、セノネースと呼ばれる人々が得た土地(山脈から非常に離れ海の近くにあった)は非常に暑かつたので、[彼らは]不満に思って移住を試み、土地を求めて3000人ほどの武装した若者を送り出したという(113,3)。彼らは、クルーシウムでローマの使者から受けた不法行為に対しローマ人が誠意ある償いをしなかつたために、同族の軍隊を加えて総勢7万以上の軍勢で南下し、ローマ軍を敗ってローマを占拠した。

ディオドーロスによると、ガッリア人がローマ市から退去した理由は、彼らのカピトリウム奪取の試みが失敗し、これに加わった者全員が死亡したからで、ローマ人がローマ市の解放について使者を送ると、彼らはローマ人から黄金を受け取ってローマ市を去り、ローマ人の土地から退去する気になったとい

う(116,7)。ディオドーロスは次いでマールクス・フーリウス・カミッルスをディクタートルとして戦われたウォルスキーとの戦争、ストゥリウムの奪還、と話しを進める(117,1-4)。そしてそのあとローマから退去したガッリア人の運命に再び話題を戻し、彼らがローマの同盟都市であるウェアスキウム（ガビイー？）を破壊したので、カミッルスは彼らを攻撃して大部分を殺し、全ての荷物を奪ったが、その中にローマ人が支払った黄金とローマが占拠されていた間に掠奪されたものがほとんど全てあったこと(XIV,117,5)、ガッリア人のうちヤピュギアに行ったものはローマ人の領土を通って帰ったが、少しあとで夜中にカエレ人の攻撃を受け、「トラウシウスの野」⁽²⁾で全員が殺されたこと(XIV,117,7)を、伝えている。

以上、ポリュビオスとディオドーロスが伝える伝承を紹介したが、二つの伝承を比較すると、内容に幾つかの顕著な相違点が認められる。

1. 先ず、ポリュビオスは、「アイゴス・ポタモイの海戦のあと19年目、レウクトラの戦いの16年前、ラケダイモーン人がペルシア人の王とのアンタルキダースに因んで呼ばれる和約を批准し、大ディオニューシオスがエッレポロス川河畔の戦いでイタリアのギリシア人に対し勝利を収め、レギオンを攻囲した年に、ガッリア人が武力で都市ローマを奪取し、カピトリウムを除いて占拠した」と記す(I,6,1sq.)。これに対しディオドーロスは、アテナイ人のもとでデオドトスがアルコーンだった年（前387／6年）に、先ずアンタルキダースの和約について語ったあと、レギオンの陥落に話題を移す。そしてその後で、「まさにディオニューシオスがレギオンを攻囲していたときに」と断つた上で、上述のようにガッリア人の北イタリアへの侵入について語るのである。

2. ポリュビオスとディオドーロスの違いとして次に指摘しうる点は、ディオドーロスが、ガッリア人とローマ人が戦争を行うに至った経緯を詳しく述べているのに対し(XIV,113,4-114,1)、ポリュビオスの記述では、この間の事情は省かれていることである。ただこれは、ポリュビオス自身が叙述を簡略にするため省略した可能性があり、彼の利用した資料でも書かれていなかったと結論づけることはできないだろう。

3. ポリュビオスによると、ガッリア人がローマから退去した主な理由は、自分たちの国がウェネティ族の侵攻を受けたからだが、ディオドーロスにはこのことへの言及はない。逆にポリュビオスには、ガッリア人がカピトーリウムの攻略に失敗した話ではない。またポリュビオスにはガッリア人に黄金が支払われたとの記述もないが、これは「条約を結んで」の中に暗に含まれていると解釈することもでき、敢えて相違点の一つに数える必要はないかもしれない。

4. 最後に、ポリュビオスによるとガッリア人は故郷に無事帰還したようだが、ディオドーロスは、ウェアスキウムを破壊したガッリア人は殆どがカミッルスの率いるローマ軍によって殺され、一旦ヤピュギアまで行き、そこから引き返してきたガッリア人は、カエレ人の攻撃を受けて全滅した、と言う。

これらの相違点（1. や、特に4.）は、ポリュビオスとディオドーロスの二人が同じ伝承の別の部分を伝えていると考えたり、或いは、どちらかに粗雑な叙述を想定することでは、説明がつかないだろう。4. の点については後で述べるとして、ここでは1. の点に関して、Sordi が試みる説明を紹介しておく。

ディオドーロスによると、レギオンの攻囲は約11ヶ月続いたので(XIV,111,1)、攻囲はすでに前388/7年に始まっていたと考えられ(cf. Diod. XIV,106,1)、ディオドーロスが従うクロノロジーは、ガッリア人の侵入を前388/7年に置いていた可能性がある。事実ハリカルナッソスのディオニューシオスは、ガッリア人の（イタリア半島への）侵入をアテナイでピュルギオンがアルコーンだった年（前388/7年）に置き、しかも侵入とローマの占拠は一連の出来事として記している(cf. Dion. Hal. Ant. Rom. I,74,4; App. Celt. 2,1)。ここから Sordi は、ディオドーロスのクロノロジー（Sordi によると、このクロノロジーはティーマイオスを経てディオニューシオス1世の側近だったピリストスに遡る）はガッリア人によるポー川流域の占拠をディオニューシオスによるレギオン攻囲を同年としていたが、ポリュビオスはこのクロノロジーと、ガッリア人によるローマ占拠をアンタルキダースの和約と同年とする別のクロノロジー（Sordi によると、テオポンポスに由来）を合体させ、ガッリア人によるローマ占拠をディオニューシオスによるレギオン攻囲およびラケダイモン人によるアンタルキダースの和約と同年とするクロノロジーを考え出した、

と推測する。Sordiによると、ガッリア人がアルプスを越えてポー川流域を占拠したのは前388／7年、ローマ占拠は前386年夏のことだった⁽³⁾。

ディオドーロスとリーウィウス

ディオドーロスは、クルーシュムを攻囲しているガッリア人の軍隊を偵察するためローマから派遣された使者が、クルーシュム市民と一緒にになってガッリア人と戦い敵の武将を殺した事件を、ガッリア人がローマ領に攻め込んだ理由として記している(XIV,113,4-7)。この事件はリーウィウスも詳しい記述を残しているが(Liv. V,35,4-36,10)、二人が伝える話の間にも幾つかの顕著な相違点が存在する。

1. 先ず、リーウィウスによると、ローマが派遣したのは、マールクス・ファビウス・アンブストゥスの息子たち、クイントゥス、カエソ、ヌメリウスの3人だった。ディオドーロスは使者の名前を伝えず、しかも使者の数を2名と考えているらしい⁽⁴⁾。

2. 次にディオドーロスは、元老院は最初賠償金の支払いを決着させようとしたが、ガッリア人の使者が拒んだので、結局、「諸民族間の掟」に反した者の引き渡しを決議したこと、しかし使者の父（彼は、執政武官だった）が民会に訴えて元老院決議を無効とする決議を行わせたことを伝え、これは民会が元老院決議を無効とした最初の事例だ、というコメントを付している。他方リーウィウスによると、元老院は使者の行為を是認はしなかったが、使者が非常に高貴な人々だったために彼らの歓心を買おうとする気持ちが働いて、彼らを引き渡す決定ができなかった。そこでガッリア人戦争で被るかもしれない敗北の咎を背負い込まないように、使者の身柄の引き渡しを求めるガッリア人の要求に対する決定を民会に押しつけた。民会では使者の人気と資力が大いに物を言い、民会は彼らの罪状について諮詢されたのに、彼らを執政武官に選出してしまった。つまりリーウィウスによると、元老院の決議は行われず、また使者の父の策動もなかった。

3. リーウィウスによるとクルーシュムへの使者の派遣は、ルーキウス・ルク

レティウス、セルウィウス・スルピキウス、マールクス・アエミリウス、ルーキウス・フーリウス・メドゥッリース、アグリッパ・フーリウス、ガーユス・アエミリウス(V,32,1)が執政武官だった年に行われ、翌年、使者としてクルーシュムに派遣されたファビウス3兄弟とクイントゥス・スルピキウス・ロングス、クイントゥス・セルウィーリウス、プーブリウス・コルネーリウス・マルギネーンシスが執政武官となった年に、ローマに破滅をもたらすことになるアッリア川の戦いが起こった(7月18日)。他方ディオドーロスは、ローマの使者によるガッリア人の武将の殺害、アッリア川の戦い、ガッリア人によるローマ占拠を、すべてアテーナイではテオドトスがアルコーンだった年、ローマではクイントゥス・スルピキウス、アイヌス(?)・カエソー・ファビウス、クイントゥス・セルウィーリウス、プーブリウス・コルネーリウスが執政武官だった年に置く(XIV,110,1)⁽⁵⁾。

このように、リーウィウスが伝えるヴァージョンとディオドーロスが伝えるヴァージョンの間には、幾つかの顕著な違いが認められるが、この伝承について考察した研究者の多くは、ディオドーロスが伝えるヴァージョンが最古のもので、他のヴァージョン⁽⁵⁾はこれから派生したと考えている⁽⁶⁾。

ところで Sordi は、ガッリア人によるローマ占拠の年代は伝承によって異なるが、これがローマの建国から数えて364年目に起こったとする点では一致している、と指摘している⁽⁷⁾。もしこの指摘が正しいとすれば、ファビウス・ピクトルはガッリア人によるローマ占拠の年代をローマ建国の年を元年とする建国暦で表し、それが以降の歴史記述で受け継がれたと考えることも不可能ではない。しかし肝心のファビウス・ピクトルがガッリア人によるローマ占拠を建国から364年目に置いていたとする確証はない⁽⁸⁾。

リーウィウスは、都市の解放を購うためガッリア人に黄金が支払われようとする、まさにその瞬間にマールクス・フーリウス・カミッルスを登場させ、ガッリア人に退去を命じさせている(Liv. V,49,1)。ディオドーロスの伝えるヴァージョンでは、カミッルスが登場するのはガッリア人が退去したあのウォルスキーとの戦争において(XIV,117,2)。前2世紀の歴史家ポリュビオスが伝えるヴァージョン(Polyb. II.18,3)に至っては、カミッルスは全く現れない。プルタルコ

スによると、アリストテレスは、ローマをガッリア人による占拠から解放した人物をルーキウスと伝えていた(Plut. Cam. 22,4)。カミッルスの個人名はマールクスであり、アリストテレスの言うルーキウスは、リーウィウス(V,40,9sq.)が、ウェスタの巫女たちとローマの国民の神器を運んでカエレに疎開させた、と短く伝えるルーキウス・アルビニウスのことだと考えられている⁽⁹⁾。リーウィウスが伝える前5世紀末から前4世紀前半にかけてのローマの歴史はカミッルスの活躍に集約されているが、この歴史の再編は前2世紀の末以降、恐らく前1世紀のことだと考えられる。

ポリュビオスとリーウィウス

ポリュビオスによると、ガッリア人はローマ占拠のあと30年目にアルバに侵入したが、ローマは出動しなかった。それから12目にガッリア人が再び大挙してやって來たが、この時はローマはこれを迎え撃ち、撃退した。そしてその13年後に、ローマはガッリア人の和平を結んだ。ポリュビオスはここでもガッリア人によるローマ占拠をアンタルキダスの和約の年(387/6年)に置き、しかも間隔をローマの政務官表で数えたと考えられるが⁽¹⁰⁾、共和政末期に伝えられていた前4世紀の政務官表には欠損があり、それを補正するために恣意的な改竄が加えられた。そこで、ポリュビオスはこれらの改竄部分をどう扱っているか(例えば、ガーユス・リキニウスとルーキウス・セクスティウスが民会に法案を上程したために生じた混乱で政務官が選出できなかつたと伝えられるが、このアナルキアを1年とするか5年とするか等)、更にポリュビオスが「何年後」と言う場合、起点となる年も含めて計算しているのかどうか、といった点が不明なことから、彼が伝える侵攻や和平は西暦に直すと何年なのか正確には分からぬ。Walbankは一つの試みとして、ローマ占拠を前386年、ガッリア人のアルバへの侵入を前356年、ガッリア人の侵入と退却を前344年、そしてローマとガッリア人との和平を前331年に置く案を提示している⁽¹¹⁾。

リーウィウスはローマ解放後のガッリア人との戦争を、ポリュビオスよりも数多く記している。次に、第2回サムニウム戦争(前327—304年)までに時期を限ってそれらを抜き出してみる。

1. 前367年にガリア人来襲の噂がローマにもたらされ、マールクス・フーリウス・カミッルスがディクタトルに指名された。リーウィウスによると伝承は錯綜しているが、ある伝承によるとアルバの地でローマ人とガッリア人の間で干戈が交えられた。この戦いの勝利はローマ人に帰し、敗北したガッリア人は四散して逃亡したが、多くはアープーリアへ向かったという(Liv. VI,42,6sqq. cf. VII,1,3)。
2. 前361年、ガッリア人はサラリア街道を〔ローマから〕3ローマ・マイル行ったところ、アニオ川に掛かる橋を越えた側に陣営を築いた(Liv. VII,9,2)。リーウィウスはこの年にティトゥス・マンリウスとガッリア人との決闘を置く。決闘に負けたガッリア人たちは、夜のうちに陣営を去ってティーブルの領土に移動し、ティーブル人と同盟を結んで食料の援助を受け取ると、直ちにカンパニアに移動した(Liv. VII,11,1)。翌年（前360年）ローマがティーブルに軍を進めると、カンパニアにいたガッリア人はティーブル救援のために引き返し、ラビクムとトゥースクルムとアルバの土地で掠奪行為を行った(Liv. VII,11,3)。
3. 前358年、ガッリア人がプラエネステにやって来て、それからペドゥムに移動して野営したという情報がローマにもたらされた(VII,12,8)。ローマはガイウス・スルピキウスをディクタトルに指名して軍隊を出動させる。戦闘でスルピキウスは決定的な勝利を収めて凱旋式を行った。彼はまた、ガッリア人から奪った掠奪品の中から大変な重さの金塊をカピトリウムの方形石で囲まれた場所に奉納した(Liv. VII,15,8)。
4. 前350年、ガッリア人の大軍がラテン人の土地に野営したという情報がもたらされた(VII,23,2)。戦争に敗れたガッリア軍は野を潰走し、逃げるうちに自分たちの陣営さえ通り過ぎて、似かよった高さの丘が連なるなかで一際聳えるのが目についたアルバヌス山の頂を目指した(VII,24,8)。
5. 前349年、ガッリア人（恐らく彼らは、前年の戦争で敗北してアルバヌス山に逃げ込んだガッリア人）が冬の厳しさに耐えられずアルバヌス山から降りてきて、平地や海岸地帯を広く掠奪して回った。その時たまたま船団を組ん

で到来し、アンティウムからティベリス川河口に至るラティウムの海岸を荒らしていたギリシア人とぶつかって、勝敗の定かでない戦いを戦った(VII,25,3sq.)。この年にコーンスルだったルーキウス・フーリウス・カミッルスは、プラエトルのルーキウス・ピナリウスに海浜を防衛してギリシア人を岸に近づけないように命じ（もう一人のコーンスル、アッピウス・クラウディウスは戦争の準備の最中に亡くなっていた）、自らはガッリア人を迎撃つため、ポンプティーヌ平野に向けて出陣した(VII,25,10sqq.)。この戦争で、マールクス・ワレリウスのガッリア人と決闘が行われる。決闘に続く戦争で敗れたガッリア人は、先ずウォルスキーラの領土とファレルヌス平野に散らばり、そこからアープーリアとティレニア海を目指して逃走した(VII,26,9)⁽¹²⁾。

6. 前332年と329年にガッリア人戦争の噂が流れ、ローマは戦争に備えるが、いずれも単なる噂にすぎなかった(VIII,17,6sq.; 20,3sqq.)。リーウィウスは、前331年前後にガッリア人との間で和平が結ばれたことは記していない。

リーウィウスがポリュビオスよりも多くの戦争を記すのは、リーウィウスの記述にはドゥブレットや改竄が含まれることが理由の一つと考えられるが、もう一つの理由は、ポリュビオスはポー川流域から南下してきたガッリア人の侵入のみを問題にするのに対し、リーウィウスは、ある程度長期にわたってラティウムに留まったガッリア人との戦争をも記しているからだと考えられる（例えば、2、4、5を参照）。つまり、リーウィウスの視座はローマに据えられていて、そこから外界を見ているのに対し、ポリュビオスはガッリア人とローマの関係を外から見ている。この違いは、単にリーウィウス個人、あるいはポリュビオス個人の視点の違いに因るのではなく、彼らが用いた資料から生じたと考えられる。既に述べたように、ファビウス・ピクトル以来ローマの年代記は伝統的にローマ中心であり、主としてこれらの年代記に依拠する⁽¹³⁾リーウィウスは、このローマ中心の史観を継承している。それでは、ポリュビオスの資料は何か？研究者のあいだでは、ローマとガッリア人の関係史を概観したこの付説に関して、前4世紀の部分についてもファビウス・ピクトルを資料と考えるのが通説のようである⁽¹⁴⁾。しかし今指摘した特徴を勘案すると、この部分の資料はローマの年代記ではなく、むしろギリシアの歴史家だった可能性が高いように、私には思える。その際まず考えられるのは、ティーマイオスであろ

う。ポリュビオスはティーマイオスが北イタリアの地誌に関して無知だと批判しているが(II,16,15)、これは逆に彼がこの付説を書くにあたってティーマイオスを参照したことを示している⁽¹⁵⁾。他方ティーマイオスは、恐らくディオニューシオス1世の側近だったピリストスの著作を利用した。そこでディオニューシオスがアドリア海とティレニア海方面で積極的な進出政策を追求したことから見て、前4世紀初頭のイタリア半島全体の情勢に関しかなり包括的な情報が、ピリストスを経てティーマイオスに伝わったと想像してよいだろう。恐らく、ポー川流域のガッリア人の領土へのウェネティ人の侵入は、そうした情報の一つだった。それに対し、ローマを占拠したガッリア人が、更にカピトーリウムを奪取しようとして失敗した話などは、ローマ人の間で伝えられていたものにちがいなく、ティーマイオスは知らなかつたとしても不思議はない⁽¹⁶⁾。

シキリアの僭主とガッリア人

ディオドロスによると、ローマを去ったガッリア人一部はヤピュギアに向かった。リーウィウスもまた、戦いに敗れたガッリア人の逃亡先として、アープーリア方面や、ティレニア海方面を挙げている。ところでユースティヌス（ポンペイユス・トログス）は、ローマを焼き落としたガッリア人が、数ヶ月後にシュラクーサエの僭主ディオニューシオスと同盟を結び、クロトーン攻撃を助けたという興味深い話しを伝えている(*Iustin. XX,5,4sqq.*)。Sordiは、ガッリア人の使者がディオニューシオスに自分たちを売り込むために言ったとされる「自分たちの部族は彼（=ディオニューシオス）の敵の中にある」という口上の中の「敵」をエトルーリア人と捉え、ディオニューシオスとガッリア人の同盟は第一にエトルーリア人に対する目的を持ち、これ以降、ガッリア人との協約はディオニューシオス1世と2世の対イタリア政策の基本的要素の一つとなったと主張する⁽¹⁷⁾。そしてその上で Sordi は、二つの事件をこのガッリア人とシュラクーサエの僭主との間の協定に基づくものと考えている。一つはディオニューシオス1世によるピュルギの掠奪と、それに呼応して戦われたガッリア人とカエレの戦い、もう一つは、リーウィウスが前350年と349年に伝える、アルバに宿営したガッリア人とラティウムの海岸に迫るギリシアの艦隊の動きである⁽¹⁸⁾。しかしこの Sordi の解釈に対して、Alfoldi は以下の点を指摘して批判する。先ずディオニューシオス1世によるピュルギの掠奪と、

南イタリアから帰ってきたガッリア人がカエレの背後に姿を現したことと関連づけて、ここにディオニューシオスとガッリア人の謀議を想定するのは、二つの事件の間に時間的な差があるので不可能である。また前350／49年の出来事についてリーウィウスは、ガッリア人とギリシア人は互いに相手が誰だか分からず、干戈を交えたと記している⁽¹⁹⁾。

ディオニューシオスによるピュルギの掠奪はディオドロスによると前384／3年に起こった（「I. シキリアの僭主と中部イタリア」を参照）。他方でディオドロスはガッリア人によるローマ占拠を前387年に置いており、ヤピュギアから帰ってきたガッリア人がカエレ人の奇襲を受けて全滅する事件も同じ年で語っている（Diod. XIV,117,7）。ただ、ディオドロスはローマを占拠したガッリア人の運命を先取りしてこの章で書いている可能性があり、カエレ人によるガッリア人の殺害は、実際には前387年よりも後のことだったかもしれない。「ガッリア人とシュラクーサエ人がエトルーリア人に対抗するために協調したことは基本的に排除できない」と言いながら⁽²⁰⁾、Sordi の提案を”aus chronologischen Gründen gewagt”（Prayon）と評価するのは、行き過ぎであるように私には思える。

これに対しもう一つの事件では、リーウィウスはガッリア人とギリシア人のあいだの戦いを伝えている。それ故、もしリーウィウスが伝承を正確に伝えているとすれば、ガッリア人とギリシア人が前349年にラティウムの海岸に現れたことに両者の謀議を見るのは不可能だろう。ただリーウィウスの記述は、せいぜいのところローマ人が集め得た情報を基に組み立てられており、彼の記述が細部に渡って事実を伝えている保証は全くない。

リーウィウスはローマから外界を眺めているが、それでも彼の記述には、断片的ではあれ興味ある情報が含まれている。リーウィウスによると、ガッリア人は前367年から前349年にかけて度々ローマ領に侵入し、ローマ軍と戦った。前367年の来襲に関して Cornell は偽の可能性を指摘しており⁽²¹⁾、他の侵入についても語られていること全てが史実である保証はない。しかし、前361／60にガッリア人がティーブル人と同盟を結び、その後彼らはカンパニアに移動したこと、前358年に今度はプラエネステとペドゥムにガ

シリア人が現れたこと、前350／49年に侵入したガッリア人はアルバで越冬したことなどの情報を、すべてドゥブレットや捏造で片付けるのは行き過ぎだろう。

ティーブルとプラエネステは当時ラテン人国家のなかでローマにとり最強のライヴァルだった。ローマは前358年にラテン人同盟との間で古い条約を復活させているが(Liv. VII,12,7)、その際、ティーブルとプラエネステは除外されたらしい。エトルーリア人との関係を見れば、ローマは前353年にカエレとの間で100年の和約を結び、前351年にはタルクイニイーとファレリイーとの間で40年の和約を結んでいる。ローマがカプアと直接交渉を持つのは少し遅れ、前343年に始まる第1回サムニウム戦争の時である。このように前4世紀半ばのローマは、ガッリア人によるローマ占拠の打撃からようやく立ち直って、エトルーリア南部とラティウムで有力な国家と霸権を争っていた。時を同じくしてガッリア人の武装集団も中部イタリアに展開しており、彼らがローマの勢力の拡大に脅威を感じる国家と同盟を結び、時に傭兵として雇われてローマと戦った可能性は斥けることが出来ないだろう。リーウィウスは、前349年にアルバから降りてきたガッリア人とラティウムの沖合に艦隊を組んで現れ、海岸地帯を掠奪していたギリシア人がぶつかって戦闘となり、互いに勝敗が分からずに退却した記すが、以上のような状況を背景に考えると、これはリーウィウスの伝える情報が非常に不完全なだけで、実際には両者が共謀してラティウムの海岸地帯を掠奪しようとしたという Sordi の推測も、強ち全くの空想とは言い切れないよう思われる。

III. ローマ＝カルタゴ条約

ローマ＝カルタゴ条約に関しては、ポリュビオスがその内容の概要を記している。少し長くなるが、重要な史料なので第1条約と第2条約、およびこれらの関係する箇所を訳出しておこう⁽¹⁾。

Polybios III, 22, 1-26,3

[22] それ故に述べれば⁽²⁾、ローマ人とカルタゴ人の間の最初の条約は、ルーキウス・ユーニウス・プルートゥスとマールクス・ホラーティウスの年に

結ばれる。この二人は、王の追放後に選ばれた初代のコーンスルで、カピトリウムのユッピテル神殿を奉納したのも彼らだ。クセルクセースのギリシアへの渡来〔前480年〕から遡ること、30に二年足らぬ年のことである。私はこの条約を、可能な限り正確に解釈して以下に記しておいた。というのはローマ人のあいだでも、今の言葉は昔のそれに比して違いが非常に大きいので、極めて聰明な人々が注意を集中して、やっと一部を判読できるにすぎないので。条約はほぼ以下の内容である。

『以下の条件でローマ人およびローマ人の同盟者と、カルタゴ人およびカルタゴ人の同盟者に、友好のあること。ローマ人もローマ人の同盟者も「美しい岬」の彼方に〔船を〕進めぬこと。ただし嵐または敵によって強制された場合はこの限りではない。もし誰かが自らの意志に反して上陸をよぎなくされた場合、この者は船の修繕または祭儀のために必要な限りの物を除き、何物も買ったり獲得したりすることはできない。〈そして5日のうちに立ち去るべきこと。〉⁽³⁾交易のために来た者は、使者または書記が立ち会わない限り、目的を達成してはならない。上記の者の立ち会いで売られる物は、リビュアまたはサルディニアで売られる限り、売り手に対して支払いが国家によって保証されるべきこと。もしローマ人の誰かがシキリアにやって来れば、そこがカルタゴ人の統治に服す限り、ローマ人の〔交易に関する権利は〕すべて同等であること。カルタゴ人はアルデア、アンティウム、ラウレントゥム〔ラーウィーニウム〕、キルケイー、タッラキーナの人民に対し、また〔ローマに〕服属する限りの他のラテン人の何人に対しても、不正を加えてはならない。もし或る者が〔ローマに〕服属していない場合、これらの〔ラテン人の〕都市に手をかけぬこと。もし掠奪した場合は、ローマ人に無傷のままで引き渡すこと。ラティウムに城塞を築かぬこと。もし敵としてその地に侵入して来る場合は、その地で夜を明かさぬこと。』

〔23〕さて「美しい岬」とは、カルタゴの前方に北へ向かって横たわる岬を指す。カルタゴ人は、ローマ人が断じてこの岬を越えて南に軍船を進めるべきではないと考えているが、その理由は、私の思うに、彼らがエンポリア〔交易所〕と呼んでいるビュッサティス地方と小シュルティス地方の地形をローマ人が識ることを、これらの地が肥沃なるが故に、望まなかったからだ。そして

もし誰かが、嵐もしくは敵により意志に反して上陸を余儀なくされ、誰かに祭儀と船の修繕に必要な物を乞い求めるなら、[彼らは] これらを [受け取り]、それ以外に何も受け取るべきではなく、そして寄港した者は、5日以内に立ち去らねばならぬと考えている。カルタゴ、リビュアのうち「美しい岬」のこちら側の全域、サルディニア、カルタゴ人の統治する [限りの] シキリアには交易の目的で船を向けることがローマ人に認められており、カルタゴ人は公正を国家の名において保証することを約束している。この条約から [カルタゴ人は] サルディニアとリビュアについては、自分のものについてのように語っているのが判る。他方でシキリアについては、シキリアの中でカルタゴ人の支配下に入った限りの地域について [のみ] 条約を結ぶことで明瞭に区別している。同様にローマもまた、ラティウムの地だけについて条約を結び、イタリアの残りの地域は、彼らの権力下に入っていないので言及していない。

[24] この [条約の] あと、彼らは別の条約を結ぶ。その中でカルタゴ人はその他にテュロス人⁽⁴⁾とウティカ人の国民を含んでいる。更に「美しい岬」に、タルセイア人のマスティア⁽⁵⁾が加わっている。彼らは、これらの彼方でローマ人は掠奪を行ったり、都市を建設したりしてはならない、と考えている。大凡以下のことことが書かれている。

『以下の条件で、ローマ人およびローマ人の同盟者と、カルタゴ人およびテュロス人およびウティカの人民および彼らの同盟者の間で、友好があること。「美しい岬」とタルセイア人のマスティアの彼方で、ローマ人は掠奪をせず、交易を行わず、都市を建設しないこと。もしカルタゴ人がラティウムである都市を奪取した場合、それがローマ人に服属していなければ、財と人は我がものとし、都市は [ローマ人に] 明け渡すこと。もしカルタゴ人の何人かが、或る [都市を] 奪取した場合、これらの都市とローマ人の間に和平が締結されているが、[これらの都市は] ローマ人に服属していないならば、[奪った財と人を] ローマ人の港に運ばないこと。もし運ばれ、もしローマ人がその者を掴めば、解放されるべきこと。同様にローマ人も行わないこと。カルタゴ人の支配に服している土地から、もしローマ人が水あるいは食糧を取った場合、[件のローマ人は] これらの食糧を用いて、カルタゴ人との間に和平と友好がある者に対し、何人であろうと不正を加えないこと。同様にカルタゴ人も行わないこと。もし [不

正を禁じる条約に対する違反が】 あった場合、私的には制裁を加えないこと。もし何人かがこれを行えば、不正は国家に対するものとされること。サルデニヤとリビュアでは、ローマ人の何人も取引も都市の建設も行わないこと。・・・食糧の確保か船の修繕までの期間は除かれる。もし嵐が運んだのなら、5日のうちに出航すること。シキリアでカルタゴ人の支配に服している地域とカルタゴでは、[カルタゴ] 市民にも許されていることすべてを、[ローマ人も] 行い、商うことができる。カルタゴ人もローマで同様のことが行える。

再びこの条約においても彼らはリビュアとサルデニヤに対する自分たちの権利は一層強固に主張し、ローマ人に接近を禁じている。シキリアについては、自分たちに服属する地域については、逆に説明を加えている。ローマ人もまた、ラティウムに関しては同様のことを行っている。彼らは、カルタゴ人がアルデア人、アンティウム人、キルケイ人、タッラキーナ人に対して不正を行うべきでないと主張している。これらの都市は、彼らが条約の対象とするラティウムの地を、海岸沿いに囲んでいる。

[25] さてローマ人は、ピュロスが [イタリアに] 渡って来たとき、カルタゴ人がシキリアをめぐる戦いを始める前に、最後の条約を結んだ。その条約で彼らは、他の点に関しては既存の合意に従って全てを守ったが、それらに以下に記すことが付け加えられた。・・・

[26] そうしたわけなので、そして条約は青銅の板に刻まれ、今でもカピトリウムのユッピテル神の傍にあるアエディーリスたちの文書館に保管されているのだから、歴史家のピリノスに対して、これら [の条約について] 知らないことではなく（何故ならこれは驚くべきことではない。なにせ我々の時代でも、ローマ人とカルタゴ人の中で最も老齢な人々や、公のことにも最も関心を持っているように見える人々さえも知らないのだから）、これらと反対のこと⁽⁶⁾ をどこから [知り]、何故に敢えて書いたのかについて、当然の疑問を抱かない者がいるだろうか？」

このローマ＝カルタゴ条約は研究史の中で様々な角度から問題にされ、関係する文献は枚挙にいとまがない。こうした中で、最も激しく論じられてきたテ

一マの一つに、条約のクロノロジーの問題がある。ポリュビオスは第1条約をはつきりと共和政の元年に置き、第3条約（ポリュビオスによると最後の条約）については「ピュロスが〔イタリアに〕渡った頃、カルタゴ人がシキリアを巡る戦争を始める前」と、その締結時期を記してしているが、第2条約については年代を伝えていない⁽⁷⁾。

ローマ＝カルタゴ条約の存在は、他の史料も伝えている。先ずリーウィウスは前348年に初めてローマ＝カルタゴ条約の締結を記し(VII,27,2)、前306年に3度目の条約の更新があったと伝える(IX,43,6)。更に彼は、グナーエウス・ドミティウスのケーンソル職（前280年）とガーユス・ファブリキウスのコーンスル職（前278年）の間で4度目の条約の更新を記していたらしい(Liv. per. 13)。次にディオドーロスは、ローマでマールクス・ワレリウスとマールクス・ポピッリウスがコーンスルだった年（ワッローの紀年法によると前348年）に、「ローマ人はカルタゴ人と初めて条約を結んだ」(XVI,69,1)と伝える。このあと彼の『歴史総覧』は前302年の記述まで完全に残るが、前306年の条約の更新は伝えない。彼が次にローマ＝カルタゴ条約に言及するのは、ピュロス戦争の時である(XXII,7,5)。こうした伝承状況の中で、ポリュビオスが伝える第1条約の年代に初めて疑念を呈したのは Th. Mommsen である。彼はディオドーロスの資料をファビウス・ピクトルに求めて、彼の証言が最も信頼が置けるとし、ローマとカルタゴのあいだの1回目の条約は前348年に結ばれ、ポリュビオスが誤って共和政の元年置く第1条約がこれに当たると主張した⁽⁶⁾。

Mommsen 以降、研究者は様々な角度から検討してポリュビオスが伝える第1と第2の条約の年代決定を試みてきたが⁽⁹⁾、ピュルギの神殿でフェニキア語とエトルーリア語の銘文を刻む3枚の黄金の板が出土し、前5世紀初頭のカエレのエトルーリア人とカルタゴ人の間に盛んな人的交流があったことが疑いないものになると、ポリュビオスの第1条約を共和政の元年、少なくとも前6世紀の末か前5世紀の初頭に置く説が優勢を占めるようになった。近年では、H.H. Scullard⁽¹⁰⁾ や T. Cornell⁽¹¹⁾ ばかりか、伝承に対し批判的な G. Forsythe⁽¹²⁾ さえもが、ポリュビオスの伝える第1条約の年代を支持しており、私もこの立場に立つ⁽¹³⁾。

ポリュビオスの第1条約を前348年に下げる研究者は、その根拠をいろいろ挙げているが、恐らく最大の理由は、この条約がタッラキーナに至るまでのラティウム海岸地帯の都市を、「ローマに従属する」と表現している点にあるようと思われる。ローマが共和政に移行した頃の支配領域は、これ程大きくなかったという判断が先ず働いているのである。しかし私たちは、用いられているラテン語の難しさを強調し、自分の挙げる訳が大凡の内容しか伝えないことを認めるポリュビオスの言い回し、「アルデア、アンティウム、ラウレントゥム〔ラーウィニウム〕、キルケーイイー、タッラキーナの人民に対し、また〔ローマに〕服属する限りの他の（”ὅσοι ἀν οὐπήκοοι”）ラテン人の何人に対しても」という表現を、文字通りに理解する必要は必ずしもないだろう。Forsythe は、この”ὅσοι ἀν οὐπήκοοι”をアーケイック・ラテン語のテキストの不完全な訳であり、当時の政治的現実を歪めていると主張する⁽¹⁴⁾。共和政最初期のローマは、エトルーリア系の王のもとで持っていたラティウムの海岸地帯に対する政治的影響力をまだ受け継いでいたと考えられる。第1回条約は、王政末期のローマとカルタゴの関係を、王政が廃止されたあと共和政ローマとカルタゴが再確認したものだという解釈は、恐らく正しいだろう⁽¹⁵⁾。条約の条項にキルケーイイー、タッラキーナが含まれているところから見て、この影響力の範囲は恐らくラティウムの南端にまで延びていたが、この影響力の下にあることを「従属」という言葉で表現するのは、アナクロニズムと言えるだろう。

ポリュビオスの第一条約を共和政の最初期に置き、ポリュビオスが年代を伝えずに伝える第二条約を、ディオドロスが1回目の条約と呼び、リーウィウスが前348年に記す条約に同定すると、前4世紀初頭のローマとカルタゴの関係は、形式上は第1回条約で規定された状態が続いていたことになる。しかし現実には、ローマのラティウムにおける政治的地位は大きく変化していた。

ラティウムでは、ウォルスキ族が490年代に南部の都市を占拠し、Monti Lepini から Ager Pomptinus に至る地帯と、Antium から Tarracina までの海岸地域を支配下に収める。他方、ティベリス川とアニオ川（ティベリス川の支流）に囲まれたローマ人の土地は、しばしばサビニ族の攻撃を受けた。また、東部の都市ティブルやプラエネステもアエクウェイ族の攻撃に見舞われたらしい。山岳部族の侵入は、ローマとラテン人の経済的・文化的な生活に大きな影響を与えた。

たらしく、前5世紀のローマの経済的後退は考古学的にも裏付けられている⁽¹⁾⁽⁶⁾。このような状況のなかで、ローマとカルタゴの関係も希薄になっていったと考えて間違いないだろう。

前5世紀の末になると、それまで防衛の立場に立たされていたローマは攻撃に転じる。先ずティベリス川を挟んで北にあったエトルリア人都市ウェイイーを滅ぼして(前396年)、その領土をローマ領(*ager Romanus*)に併合した。また南にも拡張政策をとるようになり、その結果、前4世紀初頭のローマの領土は、共和政の始めに比べて1.75倍になったと考える研究者もいる。

こうしたローマの拡張政策は、ガッリア人のローマ占拠(前390年)によって一時中断するが⁽¹⁷⁾、戦後のローマの復興は目覚ましく、前4世紀前半を通してローマは、ラティウムの南部、ティーブルとプラエネステ、エトルリア南部に向けて、その軍事行動を展開した。前348年に締結されたポリュビオスの第2条約は、当時ローマがラティウムで最有力な国家に成り上がっていたことを覗わせる⁽¹⁸⁾。しかも条約は、ローマが海外で交易のみならず植民活動を行う可能性も想定している。カルタゴがローマとの間に条約の締結を望んだ理由をForsytheは、シキリア東部、特にシュラクーサエの政治状況の流動化が進んだことに求めているが、他方で近い将来ローマが海上へと進出することを見越して、勢力範囲を確定する意図もカルタゴ側にはあったと考えられる。

第2部

ラティウム・カンパニア地域におけるローマの霸権確立とムニキピウム*

始めに

一

紀元前4世紀後半、ローマは所謂ラテン人戦争（前340～38年）に勝利を収めてラティウム・カンパニア地域における霸権を確立した。その際ローマは基本的に都市国家の制度を維持しつつ市民団を拡大させたが、それを可能にしたのは彼らが作り上げた *municipium*（ムニキピウム。複数は *municipia*）の制度だったと言われている⁽¹⁾。この *municipium*、或いはその成員を意味する *municipes*（ムニキペース、単数は *municeps*）という言葉は帝政期に至るまで使われ続けたが、時代とともに制度自体が変化して行ったため、後代のローマ人はこれらの原初の意味を正確には理解できなくなっていたらしい。紀元後2世紀ローマの文人アウルス・ゲッリウスによると、当時 *municipes* や *municipium* という言葉を口にする人は、それがどういう意味か自分ではよく知っているつもりでいるが、実際には本来の意味とは違った使い方をしていたという[N.A. XVI,13,1]。彼らにとって *municipium* は *colonia*（コローニア、征服した土地に入植したローマ市民の集団）と本質的な違いがなく、ただ格式の点で劣るにすぎないと感じられていた。しかしゲッリウスは、両者のあいだには明瞭な違いがあると指摘する。「従ってムニキペースとはムニキピウム出身のローマ市民のこと。彼らは自分たちで法を定め、法を執行する [legibus suis et suo iure utentes]。そして誉れある義務⁽²⁾だけをローマ人民と分かち合うのである [muneris tantum cum populo Romano honorari participes]。[ムニキペースという] 呼称は、この義務を負うことに由来するらしい。・・・しかしコローニアを結びつけるものは別である。というのは、[コローニアは] 外から [ローマ] 市民団に入ったのではなく、独自の根に支えられているのでもない。そうではなく、いわば [ローマ] 市民団の中から増殖したのであり [ex ciuitate quasi propagatae sunt]、彼らの持つ法と制度はすべてローマ人民のものであって、独自のものではない [iura institutaque omnia populi Romani, non sui arbitrii habent]」[XVI,13,6-8]⁽³⁾つまり *municipium* は外からローマ国家の中に入った共同体であり、その成員はローマ市民ではあるが独自の法に従って自治を行うのに対し、*colonia* はいわばローマの市民共同体が増殖したもの

で、法および制度をローマ人民と共有する、とゲッリウスは主張するのである(4)。

それでは近代の研究者は最古の *municipium* や *municipes* をどのようなものだったと考えてきたのか？19世紀ドイツを代表するローマ史家 Th. Mommsen は *municeps* の元来の意味を、「*munus*⁽⁵⁾を負う者」に求め、その上に理論を構築した。Mommsen によると、ローマに対して *munus* を負った外人は古くは *commercium*（法的に保証された取引を行う権利）に基づいてローマ領 (*ager Romanus*) に土地を獲得したラテン人に限られた。*municeps* は元来はこれらのラテン人をローマの側から呼ぶ言葉であり、彼らラテン人の共同体が *municipium* だった (*die latinischen municipia*)。このカテゴリーは、同盟市戦争（前91—87年）の結果、最後まで独立を保っていた古ラテン人の国家がローマ国家に編入されたときに消滅する⁽⁶⁾。他方で、ローマ人がローマ市民権から投票権を切り離し、他の共同体の成員に *civitas sine suffragio*（投票権なき市民権。以下 *civitas s.s.* と略す）として附与するようになると、これら投票権を持たないローマ市民が構成する集落も *municipium* と呼ばれ (*municipium civium Romanorum sine suffragio*)、その成員はすべて *municipes* となつた⁽⁷⁾。Mommsen はこのカテゴリーの *municipes* のために「半市民 *Halbbürger*」というタームを作っている。第二のカテゴリーの *municipium* は、*municipes* に投票権が附与されることによって前二世紀の中葉までに消滅する⁽⁸⁾。こうして二つのカテゴリーの *municipium* がローマの国制から消え去ったあとも *municipium* という言葉自体は残り、嘗ての独立国家がローマ国家に併合されて出来上がったローマ市民の共同体（自治都市）の呼称となつた⁽⁹⁾。

以上が Mommsen の仮説だが⁽¹⁰⁾、この一見すると明快な解釈も実は数少ない史料を一面的に解釈し、史料の空白部分を推論で補って作り上げたものにすぎない。*municipium* や *municeps* は共和政末期から帝政期の法学者、古代学者の強い関心を引いたらしく、その語義もしくは定義はゲッリウスの記すもの以外にも幾つか伝えられているが、それらの間にはどうしようもない程の混乱や齟齬が見られる。また古い時代のローマの歴史を現在に伝える歴史書でこれらの概念が時に使われることがあっても、その用法が叙述の対象となっている時

代のものである保証は全くない。従ってこれらの史料をどう解釈するかは、研究者の主観的な判断に左右されることが大きいと言える。それにもかかわらず史料に関する広く深い知識に裏打ちされ、大きな構想のもと法学研究で鍛えられた緻密な思考力を駆使して試みられた Mommsen の解釈が後続の研究者に与えた影響は大きく、少なからぬ研究者が修正を加えつつもこの説を継承しているばかりか、新しい解釈を目指す研究者も、大方は Mommsen 説を念頭に置き、これとの格闘の中で研究を進めてきたのである。

二

前四世紀の *municipes* (および *municipium*) について考察する際に研究者が先ず取り組む史料は、後二世紀後半の学者ポンペーユス・フェストゥスが著した『言葉の意味について』とパウルス・ディアコヌス (カール大帝の時代) の手になるその摘要である。フェストゥスの著作はアウグストゥスの時代の古代学者ウェリウス・フラックスが編んだ同名の書を編集したもので、フェストゥス自身の加筆を含み、批判や修正も加えられている⁽¹¹⁾。しかしフラックスの著作が散逸してしまった以上、フェストゥス自身が明記している箇所⁽¹²⁾以外にも加筆あるいは修正があるのか判断するのは困難である⁽¹³⁾。逆にフェストゥスが捨てた部分⁽¹⁴⁾に何が書かれていたのかも、今となっては不明と言うほかないし、そもそもフェストゥスはフラックスの文章をすべてにわたって正確に理解し、文意を損なわずに編纂したと判断してよいのかも定かでない。ある程度同じことはフェストゥスの著作とパウルスの摘要の関係についても言える。パウルスは序の中で、「余分なものやそれ程必要でないものは省略し、意味が奥に籠もつてしまつて分かりにくいものは自分自身の筆で掘り起こしたが、少なからざる部分はあるがままに残した」 [p.1L]と記しており、この言葉を信じる限り内容上の加筆はないと考えられるが、パウルスがフェストゥスの文意を自分自身の言葉で表現したとき、そこにどの程度の正確さを期待しうるのか、端的に言えば、パウルスはフェストゥスの真意を正しく理解していたかという問が常につきまとう。これは *Municipium* の項のように、対応するフェストゥスの文章が写本に残らない場合は特に深刻だが、*Municeps* の項はフェストゥス、パウルス双方で残っているにもかかわらず、定義の乖離という新たな問題を生じさせている。しかもフェストゥスの著作を伝える写本は損傷が甚だしく、*Municeps* の項も欠損を免れていない。そして最後に、これらのテキストを史

料として立論する場合、フェストゥスが依拠した証言の信憑性に関する疑問、つまりウェッリウス・ブラックスに代表される共和政末期から帝政初期のローマの学者が初期ローマの制度についてどの程度正確な情報を入手し得たのかという難問を、避けて通れないものである⁽¹⁵⁾。

以下に提示する史料は多くの研究者によって論じられ、考えうる限りの解釈は出し尽くされたようにさえ見える。しかし前四世紀を中心とした中部イタリアにおけるローマの霸権確立の歴史を考察する場合、結果的には既に提示された解釈の中での選択に終わろうとも自分の見方を定める必要があり、本稿はこうした基礎的な作業の一つと位置づけることができる。新奇な仮説を提示して研究史のページをいたずらに増やすことを目指すのではなく、関係史料の再検討を通して最も説得力のある解釈を確定し、前四世紀というローマ共和政史上極めて重要な時期を理解するための前提を築くこと、それが本稿の意図するところである。

第一章

先ず史料とその試訳を挙げる。既に述べたように *Municeps* の項目は、フェストゥスとパウルスの両方で残っているが、フェストゥスの文章は最後の部分が欠損している⁽¹⁾。

史料 1 Festus 126L

Municeps est, ut ait Aelius Gallus, qui in municipio liber natus est. item qui ex alio genere hominum munus functus est. item qui in municipio ex servitute se liberavit a municipio. at Servius filius aiebat initio fuisse, qui ea conditione cives fuissent, ut semper rempublicam separatim a populo Romano haberent, Cumanos, Acerranos, Atellanos, qui aeque <cives Romani erant et in legione merebant, sed dignitates non capiebant>.

「ムニケプスとは、アエリウス・ガッルスの言うところによると、ムニキピウムに自由人として生まれた人のことである。同様に、人々の他のカテゴリーの出でムーヌスを果たした人のことである。同様に、ムニキピウムにおいてムニケプスによって奴隸状態から解放された人のことである。これに対して小セルウィウスは次のように言っていた。『元来は、常にローマ人民とは別に共同体を持つという条件で [ローマ] 市民となった人々のことだった。クーマ

エ人、アケッラエ人、アーテッラ人がこれに該当する』と。彼らは〈ローマ市民であり、〉同様に〈軍団で軍務を果たしたが、政務官職に就くことはなかった。〉」

この項目に対するパウルスの摘要は以下のとおり。

史料2 Festus (Paulus) 117L

Municeps, qui in municipio liber natus est. item, qui ex alio genere hominum munus functus est. item, qui in municipio a servitute se liberavit a municipio. item municipes erant, qui ex aliis civitatibus Romam venissent, quibus non licebat magistratum capere, sed tantum munieris partem ut fuerunt Cumani, Acerrani, Atellani, qui et cives Romani erant, et in legione merebant, sed dignitates non capiebant.

「ムニケプスとは、ムニキピウムで自由人として生まれた人のことである。同様に、人々の他のカテゴリーの出でムースを果たした人のことである。同様に、ムニキピウムにおいてムニケプスにより奴隸状態から解放された人のことである。同様に、ムニキペースは他の国からローマにやって来た人々で、政務官職に就くことを許されず、ムースのみに与ることが許されていた人々だった。例えばクーマエ人、アケッラエ人、アーテッラ人たち。彼らはローマ市民であり、軍団で軍務を果たしたが、政務官職には就くことはなかった。」

municeps に関しては、後三世紀の法学者ドミティウス・ウルピアーヌスも以下の所見を残している。

史料3 Dig. L,50,1,1,1

Ulpianus libro secundo ad edictum. Municipem aut nativitas facit aut manumissio aut adoptio. et proprie quidem municipes appellantur munieris participes, recepti in civitatem ut munera nobiscum facerent: sed nunc abusive municipes dicimus suaे cuiusque civitatis cives, ut puta Campanos, Puteolanos.

「ウルピアーヌスが法務官布告釈義の第二巻で。ムニケプスの発生原因は出生もしくは解放もしくは養子縁組。そして本来はムースの分担者がムニキペースと呼ばれる。彼らは我々と一緒にムーネラを負担する条件で市民団に受け入れられたのである。しかし今では各自が自らの共同体を構成する市民をム

ーニキペースと言っているが（例えば、カンパニア人やプテオリー人を思い浮かべよ）、これは言葉の本来の用法ではない。」

最後にパウルスは **Municipium** の項で、これを人々のカテゴリーとして捉え、このカテゴリーを定義することによってムニキピウム自体の語義の説明を試みている。

史料4 Festus (Paulus) 155L

Municipium id genus hominum dicitur, qui cum Romam venissent, neque cives Romani essent, participes tamen fuerunt omnium rerum ad munus fungendum una cum Romanis civibus, praeterquam de suffragio ferendo, aut magistratu capiendo; sicut fuerunt Fundani, Formiani, Cumani, Acerrani, Lanuvini, Tusculani, qui post aliquot annos cives Romani effecti sunt. Alio modo, cum id genus hominum definitur, quorum civitas universa in civitatem Romanam venit, ut Aricini, Caerites, Anagnini. Tertio, cum id genus hominum definitur, qui ad civitatem Romanam ita venerunt, uti municipia essent sua cuiusque civitatis et coloniae, ut Tiburtes, Praenestini, Pisani, Urbinates, Nolani, Bononienses, Placentini, Nepesini, Sutrini, Luc[r]ense.

「ムニキピウムとは以下のカテゴリーの人々を言う。彼らはローマにやって来た場合、ローマ市民ではないが、しかしローマ市民と一緒にムーヌスを果たすため、投票を行うこと或いは政務官職に就くことに関して以外の、あらゆることに参加した人々である。例を挙げれば、フンディ一人、フォルミアエ人、クーマエ人、アケッラエ人、ラーヌウィウム人、トゥースクルム人がそうだった。彼らは数年後にローマ市民とされた。別のやり方で、以下のカテゴリーの人々を定義する場合。つまりアリーキア人・カエレ人・アナグニア人のように、自分たちの市民団が全体としてローマ人市民団の中に入った人々。第三のやり方で、以下のカテゴリーの人々を定義する場合。つまりティーブル人・プラエネステ人・ピーサエ人・ウルビーヌム人・ノーラ人・ボノーニア人・プラケンティア人・ネペテ人・ストゥリウム人・ルーカ人のように、それぞれの市民団と植民市が自らのムニキピウムを持つ[一つのムニキピウムを構成する?]という条件でローマ市民権に至った人々。」

次にフェストゥスの『言葉の意味について』とパウルスの摘要を証言する写本の問題点を記しておく。パウルスが簡便な摘要を著すと、フェストゥスの『言葉の意味について』に対する人々の関心は薄れていったらしい。その写本がイタリアに保存されていた痕跡は三つのグロッサリに残るが、今日フェストゥスのテキストを証言するのは11世紀の写本（codex Farnesianus、以下C.F.と略す）一本にすぎない（現在はナポリの国立図書館が所蔵）⁽²⁾。写本が発見された場所はイリュリクムだと言われる。写本を入手したのはスパルタ出身のManilius Rhallus（1517年没）で、入手はパウルスの摘要がローマで出版された1477年より前のことと考えられる。写本はその後 Pomponius Laetus の手元に一時置かれたが、Manilius Rhallus の死後、枢機卿 Michael Silvius の手に渡り、Silvius はこれを枢機卿 Rainatius Farnesius に遺贈した（codex Farnesianus の呼称はここに由来する）。この写本は発見当初から損傷が甚だしく（右側の半分近くが焼失）、しかも、もともと16あったと考えられるquaternio（quire 四列丁、以下Qと略す）のうち最初の7Qは発見当初既に失われていた。また三つのQ（VIII、X、XVI）はPomponius Laetus が自分の手元に留め置いたため、現存のcodex FarnesianusはIX、XI（最初と最後のfoliumのみ）、XII、XIII、XIV、XVの六Qを含むにすぎない（番号は各quaternioの終わりに記されている）。Laetius が手元に留め置いた三つのQは散逸したが、それらが証言する内容は、一五世紀中にイタリアで作られた幾つかのapographon（コピー）から復元が可能。これらのapographonは最終的には1583年に出版されたSchedae Laetiに遡ると一般に考えられている⁽³⁾。他方パウルスの摘要は、10～11世紀に筆写された8本の写本（Lindsay M、P、L、E、T、G、I、R）と三つの断片（fragmentum Basileense、Parisiense、Wirceburgense）、及びより新しい幾つかの写本で伝わっている⁽⁴⁾。

『言葉の意味について』のMの部には、Magnos ludos (109L)からModo quodam(154L)までの項目（見出し語）が含まれていたらしい⁽⁵⁾。巻で言うと、第11巻の一部と第12巻、そして第13巻の一部を占めていたと考えられる。そのうち今日まで伝わるのは、2系統のapographon⁽⁶⁾によって証言されるQ VIII（写本の判読可能な部分はManubiaeから始まったようである）と、Q IX⁽⁷⁾にすぎない。MunicepsはQ VIIIでMamphulaとMutasの間に置かれていた。Vat. lat. 1549（註(6)を参照）には、Municepsの項の終わりにfragの

印が書き込まれているが、Mancini の観察によると、これは二つ分の *columna* の脱落（恐らく発見された写本の表ページの右半分が焼失）を示す⁽⁸⁾。なおパウルスの摘要では、*Municeps* の項はフェストゥスに対応する箇所ではなく、*Mamercus* と *Mamuri Veturi* のあいだに置かれている⁽⁹⁾。他方 *Municipium* の項はパウルスの摘要だけに伝わり、置かれている場所は M の部の終わり近くで、*Mendicum* と *Mater Matuta* の間⁽¹⁰⁾。フェストゥスの写本の Q.IX には、対応する箇所（つまり *Mendicum* と *Mater Matuta* の間）に *Municipium* の項はなく、また嘗てここに一項目が存在したことを推測しうる程の間隙スペースもない⁽¹¹⁾。

パウルスは *Municipium* の項をどこから取ってきたのか？また何故 *Municeps* と *Municipium* の項がパウルスの摘要では見出し語の順番から見れば不適当な場所に置かれているのか（この問は、フェストゥスの写本で *Mamphula* が Mu- のグループの中に紛れ込んでいる理由とも関係する）？最初の疑問に対しては、パウルスの情報源をフェストゥスに求めるのが適當だろう。既に指摘したようにパウルスは序の中で、フェストゥスの文章を自らの理解に従って書き換えることはあっても、フェストゥスの記述に何か新たな知見を付け加えることはなかったと明言しているからである⁽¹²⁾。私たちはこのパウルスの言葉を疑う理由はない。しかも彼がフェストゥスの記述に新たな知見を加えるために必要な資料を容易に入手したとは考えがたく、そもそも彼が自らの幅広い読書によって得た知見を付加したとすれば、彼は誇りをもってその旨を記したと思われる。恐らく *Municipium* の項は、フェストゥスの写本の焼失した部分に存在していた。その場所としては、大きな欠損の印が残る *Municeps* の項の後か⁽¹³⁾、何らかの理由で *Mamphula* の項が Mu- のグループの中に紛れ込んでいることと関連して、*Municeps* の項の直前の可能性が高い⁽¹⁴⁾。フェストゥスとパウルスに認められる項目の配列の乱れに関しては様々な説明が試みられているが⁽¹⁵⁾、いずれも仮説の域を出ず、また本稿の目的からもそれるので、未決のまま残しておく。

第二章

一

Municeps の項はフェストゥスのテキスト（史料 1）とパウルスの手になる摘要（史料 2）の両方が伝わるが、両者の間には二つの点で違いが認められる。一つは形式的なことで、パウルスはフェストゥスの挙げる出典を省略している。そしてこれとの関連で、フェストゥスの釈義はどのような人が municeps と呼ばれるかを定義した部分と、歴史的に遡って最初に *municipes* と呼ばれたのはどのような人々かを説明した部分に分かれるのに対し（それは出典の違いでもある）、パウルスは総ての説明を”item”（「同様に」）という言葉を使って単純に列挙する。Municeps の項でフェストゥスとパウルスに見られる二つ目の違いは、フェストゥスがセルウィウスを引いて *municeps* の元来の意味を説明する部分に関わる。これはパウルスが最後に挙げる定義に対応するはずだが、実際には、例（クーマエ人、アケッラエ人、アーテッラ人）を除けば両者は文章が全く異なっている。

フェストゥスが Municeps の項の前半部分で典拠として挙げるアエリウス・ガッルス⁽¹⁾ は、ius 或いは ius civile の用語を解説した書物 (Significationes verborum quae ad ius (civile) pertinent) の著者として古典の中でしばしば引用されている。フェストゥス自身も当該箇所以外に彼の所見に二〇回以上も言及しており、その著作は既にウェッシリウスによって引用されていたことは間違いないだろう。

アエリウスは *municeps* と呼ばれる人を列挙しているが、これらの人には(1)出生、(2)*munus* の負担 (*munere fungi*)、(3)解放の三つの観点から定義されている。ところで法学者ウルピアーヌスは「法務官布告釈義」の第 2 卷（史料 3）で、*municeps* の地位の発生原因として、(1)出生、(2)解放、(3)養子縁組を挙げ、これらの発生原因とは区別して、本来は (*et proprie quidem*) ローマ人と共に *munus* を負担する人々 (*muneris participes*) が *municipes* と呼ばれたと言う。養子縁組 (*adoptio*) は広く取れば「解放」と考え方が通ずるので、アエリウスとウルピアーヌスはともに *municeps* を「出生、解放、*munus* の負担」の三つの視点から捉えていると見なしてよい。

G.Mancini は、アエリウスが意図するのは *municeps* の定義、つまり *municeps* の様々な意味を示し、それによりこのタームによってカバーされる語義の範囲を網羅的に示すことだと指摘し、*municeps* の地位の発生原因を問うウルピアーヌスとの違いを強調する⁽²⁾。しかしフェストゥスによる引用の仕方 (*ut ait Aelius Gallus*) からは、彼（或いはウェッリウス）がアエリウスの文章を一語一句違わずに引いているのか、或いは自らの意図 (*municeps* という言葉の語義の説明) に従ってアエリウスの表現を多少とも変えたのかは分からないので、Mancini の解釈はフェストゥスのテキストを深読みしすぎている可能性がある。フェストゥス（ウェッリウス）の関心が言葉の意味にあることは言うまでもないが、だからと言って、彼が利用した資料も同じ意図のもとに書かれたと結論づけることは拙速なように思われるからである。同様のことは、”*ex alio genere hominum*”の部分についても言えるだろう。Mancini はこれを、前の定義の”*in municipio*”と対比させて、「出自が *municipium* 以外の *genus* である者」と解釈するが、*municeps* の対してアエリウスとウルピアーヌスが持つイメージの類似性に注目すれば、”*ex alio genere hominum*”はアエリウスのテキストの文脈では非ローマ人について言っていた可能性も排除できない。

上に指摘したように、ウルピアーヌスは「そして本来は *et proprie quidem*」と言って”*municipes = muneris participes*”を *municeps* の地位の発生原因から区別している。フェストゥスが引くアエリウスの所見では、「出生」、「*munus* の負担」、「解放」が「同様に (item)」という言葉で以て単に列挙されているが、ここでもフェストゥスはアエリウスの所見を細部に至るまで忠実に再現しているかが不明であり、ウルピアーヌス同様にアエリウスも「*munus* の負担」を「出生」と「解放」から区別して扱っていた可能性を頭から排除すべきではないだろう。Mancini と違って私は、現存するテキストを比較してみてもウルピアーヌスとアエリウスの主張に共通点が目立つことを積極的に評価し、彼らは共に共和政末期から帝政期にかけての法学者の考え方を伝えていると解釈する。つまり、「*munus* の負担」を *municipes* の本来の発生原因で、かつ歴史的にも最古の語義とするのはこれら法学者のあいだに広く存在した理解で、「出生」と「解放（養子縁組）」はローマ市民が所属する都市の決定という実際的な問題に対する彼らの所見だったのではないか、と私は考える。

ウルピアーヌスは続けて、現在では「各自が自らの共同体を構成する市民」を *municeps* と呼んでいるけれど、「これは言葉の本来の用法ではない」というコメントを付している。つまり、本来 *municipes* はローマ人側の視点に立つ言葉で、ローマ人が自分たちと一緒に *munera* を負担するという条件で自分たち市民団に受け入れた人々をこう呼んだが⁽³⁾、後には *municipium* の側に視点が移って、それぞれの共同体の成員という意味でこの言葉が使われるようになったという趣旨の指摘だと思われる⁽⁴⁾。

二

フェストゥスが *Municeps* の項の後半でセルウィウスの所見を引いて説明する文章は、現存する *apographon* のすべてで三つの例を説明する関係代名詞に導かれた文章が欠損しており、この欠損は一五世紀に発見された写本に由来すると考えられる⁽⁵⁾。他方パウルスが四番目に挙げる定義でも、同じ三つの例の後に”qui”で始まる関係文が続く。フェストゥスのテクストを初めて校訂した Conagus 某⁽⁶⁾ は、フェストゥスのテクストの欠損部分をパウルスの文章で補ったが、こうして再現された文章において最後の関係文はセルウィウスの所見に対するフェストゥス（或いはウェッシリウス・フラックス）の解説と理解することができ（故に直接法！）⁽⁷⁾、説得力ある補いと言うことができる。

解説のなかでフェストゥスは、*cives s.s.*が軍団で軍務を果たしたと指摘している。しかしポリュビオスによると軍団兵の徵集はトリブスを単位として行われた[Polyb. VI,20,1sqq.]。他方 *cives s.s.*は、「カエレ人の表」から窺えるように⁽⁸⁾ ケーンススの際にトリブスには登録されなかつたらしい。それ故、彼らは従軍しても軍団には編入されず、独自の部隊を構成したと考える研究者が多い⁽⁹⁾。これに対し P. A. Brunt はフェストゥスの当該箇所を基に、*cives s.s.*もローマの軍団に編入されたと主張したが⁽¹⁰⁾、M.Humbert は Brunt 説を批判して *cives s.s.*はローマの軍団には編入されなかつたという旧説に戻っている⁽¹¹⁾。しかし Brunt も当初は言語の違いから *cives s.s.*は独自の部隊を構成しただろうと想像しており (Humbert は批判のなかでこの点を無視している)、ただ言葉の違いが失われるとともに、彼らもローマの軍団の中で戦うようになり、恐らくハンニバル戦争のころにはそれが通例となっていたと言うのである。片や Humbert によると、少なくとも前三世紀の末までは軍団兵の徵集はトリ

ブス成員だけを対象としたと言うのであって、両者の対立点は結局のところハンニバル戦争のあたりの実情をどう見るかの違いに帰し、Humbert が主張するほどには大きくはない。時代を前三世紀初頭から四世紀末に遡れば、*cives s.s.* は独自の部隊を構成していたという仮説は、Brunt も含めて多くの研究者に受け入れられている。その上でフェストゥスの解説について言えば、「*municipes s.s.* が構成する共同体はローマに軍隊を拠出する義務を負った」ということが重要なのであって、「軍団で従軍した」という言い回し自体は帝政期の古代学者の理解に由来する可能性があり、余りにこれを重視することは危険だと私は考えている⁽¹²⁾。

セルウィウスの所見⁽¹³⁾ は、*municipes* を”*ut semper rem publicam separatis a populo Romano haberent*” という条件で [ローマ] 市民⁽¹⁴⁾ となつた人々と定義していることから、ローマに併合された共同体の成員を念頭に置いていると見て間違いないだろう⁽¹⁵⁾。しかも彼が例に挙げるのは *civitas s.s.* の附与によりローマに併合された国家であり⁽¹⁶⁾、同盟市戦争以前の併合が問題とされているらしい。

パウルスが *Municeps* の項で四番目に挙げる定義は、順番からするとセルウィウスの所見に対応するはずだが、実際には例として挙げられた三つの国民名を除いてこれから大きく乖離し⁽¹⁷⁾、むしろ *Municipium* の項の第一の定義に呼応する。これら二つの定義の間には、所謂 *ius migrandi* に関する部分のみならず⁽¹⁸⁾、定義されている *municeps* の法的属性（選挙権の欠如と *munus* の負担）と、それを表現する文言 (*qui ex aliis civitatibus Romam venissent ~ qui cum Romam venissent; magistratum capere ~ magistratu capiendo; tantum muneric partem (capere) ~ participes . . . omnium rerum ad munus fungendum*) にも類似性が認められ、この事実は Mommsen を始め⁽¹⁹⁾ 多くの研究者の関心を引いてきた。

ところでパウルスはフェストゥスの説明に他の資料から得た新しい知見を付け加えることがなかったので、*Municeps* の項の四番目の定義がフェストゥスが伝えるセルウィウスの所見から乖離しているのは、(a) パウルスが用いたフェストゥスの写本には、セルウィウスの所見とフェストゥス（或いはウェッリウ

ス) が加えた解説以外に、パウルスの挙げる定義に対応する文章があったか、そうでなければ、(b)パウルス自身がセルウィウスの所見を、恐らく **Municipium** の項の最初の定義の文章を使って書き換えた、と考えざるをえない。(a)は J. Pinsent と G. Mancini が提唱する仮説で、彼らフェストゥスとパウルスのテキストに見られる乖離を、それぞれの写本の伝承過程における混乱(第 1 章註(14)を参照) から説明する。

Pinsent によると、**Municeps** の項には元来セルウィウスの所見に続けてパウルスが伝える定義が記されていたが⁽²⁰⁾、写本の伝承過程でシートの入れ替えがくり返され、その結果 C.F. にはセルウィウスの所見の最後の部分(フェストゥスの解説)と、続く第二の定義が失われていた。他方パウルスはセルウィウスの所見を省略し、C.F. では失われていた定義のみを取り上げたという(Pinsent は、パウルスはその際、例とそれに付された解説をセルウィウスの所見から切り離して書き加えた可能性を考える)⁽²¹⁾。この Pinsent 説は、S. P. Oakley によって可能性ありと認められたものの⁽²²⁾、既に指摘したように、バラバラになった写本のシートを違った順番でとじ合わせたり、これを正しく綴じ直す努力がかなり頻繁に起こったことを前提とし、あまり現実的ではないようと思われる⁽²³⁾。他方 Mancini は見出し語の順番の乱れを説明するために、筆写の過程で写字生がバラバラになったシートの順序を間違えて写し始めたが、暫くして誤りに気付き正しいシートに戻ったという仮説を立てるが⁽²⁴⁾、この仮説は同時に、パウルスが **Municeps** の項で四番目に挙げる定義と、フェストゥスが引くセルウィウスの所見との間に見られる乖離の説明ともなっている。

それでは、パウルス自身がセルウィウスの所見を(恐らく **Municipium** の項の最初の定義の文章を使って)書き換えたという解釈⁽²⁵⁾は成り立つうるか?もし成り立つとすると、何がパウルスにこの二つを関係づけさせたのだろうか?G. Mancini は、まさにその理由が見つからないと言って、この解釈を否定する⁽²⁶⁾。しかし、セルウィウスの所見で挙げられている三つの例("initio fuisse"の省略された主語に格を合わせて対格形を取る)のうちの二つ(Cumani と Acerrani) までが **Municipium** の第一の定義に現れ、またセルウィウスの所見を解説する中でフェストゥスが挙げる被選挙権の欠如と軍団兵としての従軍という属性も、**Municipium** の項で第一に定義される **municipes** に共通する⁽²⁷⁾

⁷⁾。更にセルウィウスの「常にローマ人民とは別に共同体（*res publica*）を持つという条件で」という言い回しは、「従って彼らは、ローマでは投票することも政務官になることもできなかった」という結論を促す効果があったかもしれない⁽²⁸⁾。こうしたことからパウルスは、フェストゥスが *Municipium* の項で最初に挙げていた定義をセルウィウスの所見と同じものと考え、後者を前者の文章で書き換えた可能性を認めてよいのではないかと、私には思われる。

ところで、パウルスが *Municeps* の項で四番目に挙げる定義の後半部分（例に続く関係文）は前半部分（定義の本体）に対する補足説明であるにもかかわらず、そこでは明示されていなかった「ローマ市民」という重要な属性が挙げられている。その一方で、その他の内容は前で言われたことを少し言葉を換えて繰り返しているにすぎず、全体のロジックの立て方が稚拙と言うほかない⁽²⁹⁾。これに対しこの関係文は、既に指摘したようにフェストゥスの文章の中に置きセルウィウスの所見に対する解説として見た場合、充分に筋が通る。つまり *Municeps* の項でパウルスが四番目に挙げる定義は、フェストゥスの文章のうちセルウィウスの所見だけを置き換えた印象を与え、このこともパウルスが生半可な理解でこの箇所を書き換えたことを露呈しているように思える。

このように私は、パウルスがセルウィウスの所見を書き換えたと考える立場に傾いているが、例え Mancini 説を探ったとしても本稿の論旨から大きく外れることはない。要は、パウルスが *Municeps* の項で挙げる四番目の定義の前半部分は *Municipium* の項の第一の定義に由来し、フェストゥスの *Municeps* の項にはアエリウスの所見とセルウィウスの所見、それにフェストゥス自身のコメント以外の記述はなかったのである。

三

Municipium の項（史料 1）で挙げられている三つの定義のうち、第三の定義は文章の意味が分かりにくい。前章では、“ad civitatem Romanam venerunt”は前置詞”ad”に留意して「ローマ市民権に至った」と訳したが、もしローマ市民権の獲得を問題にするのであれば、もっと適切な表現がほかにあっただろうと思われる。しかしこの定義が意味するところは、例として挙げられている 10 の都市（市民）から容易に推測がつく。ティーブル人とプラエネステ人の国

家はラテン人戦争以降も独立を維持し、ポリュビオスの時代になつても他の *civitates foederatae* と同様にローマからの亡命者を受け入れることが認められていた[Polyb. VI,14,8]。ピーサエ人、ウルビーヌム人、ノーラ人はローマの同盟市の市民、ボノーニア人・プラケンティア人・ネペテ人・ストゥリウム人・ルーカ人はすべてラテン植民市の市民である。彼らが同盟市戦争のあとローマ市民権を附与されたとするのは間接的証拠あるいは状況証拠に基づく推測だが、その可能性は高い。つまり第三の定義は、同盟市戦争のあと投票権を含む完全なローマ市民権を附与された共同体の成員に関するものと考えられ、この解釈は多くの研究者によって支持されている⁽³⁰⁾。

第二の定義の”*in civitatem Romanam venit*”は、前置詞として *in* が使われているので、前章では「ローマ人市民団の中に入った」と訳した。つまりこの定義は、ある都市の市民団が全体としてローマ市民団の中に吸収された場合を言うと理解する⁽³¹⁾。そうすると私たちに課された課題は、三つの例（アリーキア人・カエレ人・アナグニア人）から何を読みとるか⁽³²⁾、およびこの定義と第三の定義の違いはどこにあるのか、の二点に先ずは絞られる。

アリーキア人、カエレ人、アナグニア人の三つが例として挙げられた理由を推測する手掛かりとして、彼らの都市がローマ国家に併合されたのは何時のこと、その際に附与された市民権は *civitas s.s.* だったか、それとも *civitas optimo iure* (完全な市民権。以下 *civitas o.i.* と略す) だったのかについて検討しよう。

リーウィウスによると、アリーキアはラテン人戦争が終わった前338年に、ラーヌウィウムと同じ条件でローマ国家に併合された[Liv. VIII,14,8]。この時ラテン人国家に附与された市民権に関しては、*civitas s.s.* 説⁽³³⁾ と *civitas o.i.* 説⁽³⁴⁾ が対立しているが、私はリーウィウスがこの章でウォルスキ族とカンパニアの都市に附与された市民権を”*civitas sine suffragio*”[14,10]と呼び、ラテン人都市に附与された市民権は単に”*civitas*”[14,2;4]と言うことに対比の意図を見て、後者を *civitas o.i.* だとする解釈を支持する⁽³⁵⁾。他方カエレがローマ国家に併合されたときに附与された市民権が投票権を伴わなかつたことは、ゲッリウス[N.A. XVI,13,7]とストラボー[V,2,3]の証言の他、ケーンソルが懲罰

として投票権を剥奪した市民の名を記入するリストが「カエレ人の表 *Tabulae Caeritum*」と呼ばれたことからも疑いない。アナグニアは前306年にローマに対して軍事行動を起こした結果、*civitas s.s.*の附与によってローマ国家に併合された。その際アナグニアは集会と通婚権を奪われ、政務官は神事以外の活動を禁じられるなど、自治権が大幅に制限されている[Liv. IX,43,24]。

それでは、カエレとアナグニアに完全な市民権が附与されたのは何時のことか？どちらも現存する歴史記述からは証言を得られない。ただ同盟市戦争後に*civitas o.i.*の附与によってローマ国家に併合された都市には原則として四人役（場合により二人役）の制度が導入されたので⁽³⁶⁾、最高位公職の名称を手掛かりとしてある程度の推測は可能である。そこで先ずカエレについて見ると、ここでは帝政期になっても公職者は *dictator* と呼ばれており⁽³⁷⁾、同盟市戦争までに完全な市民権を附与されていたと考えられる⁽³⁸⁾。

アナグニアからは二名の公職を *praetor* と呼ぶ碑文が出土している⁽³⁹⁾。プラエトル職は、アナグニア以外にカペーナ、カピトゥルム・ヘルニクム、クーマエ、ウェリトラエに存在した⁽⁴⁰⁾。Th. Hantos はこれらの都市のプラエトルを *municipium s.s.* だった時期に遡らせ、前二世紀にローマ国家への完全な併合を願い出たとき、*civitas o.i.* の附与に消極的となっていたローマは、彼らの請願を拒否する代わりに、都市の役人の名称をプラエトルとすることを認めたと説明する。そして同盟市戦争のあとこれらの都市も *civitas o.i.* の附与により完全にローマ国家に併合されたが、*praetor* の制度は何らかの理由で残されたという⁽⁴¹⁾。この Hantos 説は、決して論証された訳ではない二つの仮説の上に成り立っている。つまり Hantos は、これら五つの都市はすべて先ず *civitas s.s.* の附与によってローマに併合され、次いで同盟市戦争のあと *civitas o.i.* を獲得したと考えるのだが、どちらも史料上の裏付けを欠くのである⁽⁴²⁾。同盟市戦争のあと *civitas o.i.* の附与によってローマ国家に併合された都市に原則として四人役の制度が導入されたのは事実として確認しうるので、プラエトルの存続を説明する特別の事情が見つからない限り、アナグニアを含む上記五つの都市は同盟市戦争が始まる前に *civitas o.i.* を附与されたと考えた方がよい。

第三の定義が同盟市戦争後に *civitas o.i.* を附与されたイタリア半島の共同体

を捉えているのに対し、第二の定義は、同盟市戦争以前にローマ国家に併合された *municipium* を、当初附与された市民権の種類は問わず一括しているらしい⁽⁴³⁾。これは定義に付された例から得られた結論だが⁽⁴⁴⁾、それぞれの定義を伝える文章からは、単にローマ市民権を附与された時期以上の違いを、パウルス（もし彼がフェストゥスの文章を忠実に再現しているなら、この紀元後二世紀の学者）が両者の間に感じていたような印象を与える。つまり、第三の定義の“ad civitatem Romanam (venerunt)”や”ita venerunt, ut municipia essent sua cuiusque civitatis et coloniae”という表現と、第二の定義の”in civitatem Romanam (venit)”、”universa civitas ··· venit”を比べると、前者が日本語の「加わった」、後者は「吸収された、飲み込まれた」のニュアンスに近いように感じられるからである。同盟市戦争以前に、ローマがイタリア半島に霸権を拡大する過程で併合して行った共同体の場合、最初から投票権を含む市民権を附与することも、当初は投票権を伴わない市民権しか与えないこともあった。併合した後の制度に関しても、併合前の制度や併合に至る過程、その他の政治的・社会的・文化的諸条件を勘案して決められたので、共同体によつて違いが見られる。第二の定義が非常に簡潔なのは、こうした多様な *municipium* に当てはまる最小限の条件を挙げようとした為かもしれない。これに対し同盟市戦争後にローマ国家に併合された都市の市民には最初から投票権を含む完全な市民権を附与され、都市の制度はローマの制度をモデルとして画一的に改編されて行ったが、これら *municipium* のローマ市民たちは、新しい制度の中で自治を営むことになる。第三の定義はラテン語の言い回し自体は難解だが、まさにこうした状況を表現していると考えてよいだろう。

四

以上二つの定義と違って第一の定義は、ローマにやって来て、そこに住むようになった個人を念頭に置くように読めるが⁽⁴⁵⁾、パウルス（フェストゥス）はこの個人の法的地位を、彼の所属する共同体とローマの間の関係に由来させているのか（この場合 *municipium* とは、ローマとこうした関係を結ぶようになった共同体を指すと理解しうる）？それともこの個人とローマとの特別な関係（例えば栄誉の附与）から生じたとするのか（この場合、*municipium* はこうした人々の属性を指すのだろう）？パウルスは例を共同体名で挙げているので、この定義は挙げられた共同体の成員全体に当てはまる、つまり彼らがロー

マに来た場合の法的地位は、彼らが所属する共同体とローマの関係に由来する、と解釈すべきである⁽⁴⁶⁾。例として挙げられている共同体がアケッラエを除きすべて、リーウィウスがラテン人戦争（前341～338年）後にローマによって採られた措置を述べるなかに現れる⁽⁴⁷⁾。

Municipium の項で挙げられた三つの定義を、U. Laffi は三つのカテゴリー（genus）の人々が **civitas o.i.** に至った経緯の違いに対応させている⁽⁴⁸⁾。つまり、一番目のカテゴリーは **cives Romani s.s.** で、彼らに対する完全市民権の附与は常に個人毎に行われた。それに対し、二番目に定義される **municipium** は、自分たちの属する共同体に **civitas Romana o.i.** が附与された際に、集団でローマ市民団に加わった人々で構成されている。最後に、第三の定義は、同盟市戦争のあとローマ市民団に加わった人々の共同体で、この場合も **civitas o.i.** の附与は一括して行われた。この解釈が持つ難点の一つは、Laffi 自身も認めるように、第一の定義に付された例のうち最後の二つ（ラースウィウム人とトゥースクルム人）は最初から **civitas o.i.** を附与され、第二の定義に付された三つの例のうち最後の二つ（カエレ人とアナグニア人）は最初 **civitas s.s.** しか附与されなかつたので、それぞれ定義との間に齟齬をきたすことだが、Laffi はこの矛盾を、二つの定義で列挙された例のうち最後の二つが入れ替わったと説明する。

Laffi が提示する解釈の二つめの難点は、第一の定義を締めくくる「彼らは数年後にローマ市民とされた”qui post aliquot annos cives Romani effecti sunt”」を「定義全体の論理的帰結」⁽⁴⁹⁾ と位置づけることに関わる。この例を先行詞とする関係文を素直に読めば、むしろこれは例に対する補足的な説明と理解した方が良い。しかも、例で挙げられたフンディーとフォルミアエに完全なローマ市民権が附与されるのは、**civitas s.s.** の附与から一五〇年も後の前一八八年のことであり [Liv. XXXVIII,36]⁽⁵⁰⁾、これを「数年後」と表現するのは余りに不正確である。

Laffi は、三つの定義を繋ぐ要素として **cives o.i.** で構成される市民団への併合を想定し、文章のなかの **civitas R.** を **civitas R. o.i.**、**cives R.** を **cives R. o.i.** と読み直した上で、これをパウルスの定義を解釈するための鍵としているが⁽⁵¹⁾

¹⁾、私はこの前提に危うさを感じる。果たして「ローマ市民ではあるが、その市民権は制限されている」という意味で、断りなしに「cives Romani でなく」（この言い回し自体は、「非ローマ人だったが」という解釈を許す）と言うだろうか？そもそもこの項で挙げられた三つの定義の間には有機的な関係があるのか？確かにパウルスは第二の定義を”alio modo”、第三の定義は”tertio”という言葉で導入している。しかし *Municeps* の項でフェストゥスとパウルスを比較すれば分かるように、私たちはパウルスが三つの定義を並列させていることを基にフェストゥス（或いはウェッリウス・フラックス）でも三つの定義が同じ扱いを受けていたと直ちに結論づけることはできない。三つの定義はどれも *civitas o.i.*への至り方を問題にしているというのは Laffi の想像であって、そう理解すべき根拠が充分に示されているとは言い難い。パウルスが *Municipium* の項で挙げる第一の定義は、それ自体を取ってみると、むしろ、ローマに来た（そして、恐らくそこに住むようになった）他国家の市民を念頭に置いていると解釈する方が自然である⁽⁵²⁾。だとすると、他共同体の成員がローマに来た場合を問題とする第一の定義は、共同体のローマ国家への併合を同盟市戦争の前と後に分けて定義した第二、第三の定義とは性格を異にし、出典の違いを暗示しているように思われる。

ところで、本章の一で論じたウルピアーヌスは *municipes* の本来の語義を、ローマ人が自分たちと一緒に *munera* を行うという条件で自分たちの *civitas* に受け入れた人々を「*munus* の分担者」という意味を込めて呼んだことに求めている。もしこれらの人々が移住により市民権を得てローマ市民となったのであれば、彼らを区別して *municipes* と呼ぶ理由はないと思われるので、ウルピアーヌスの”*recepti in civitatem*”という言い回しは「市民団の成員として受け入れられた」という意味ではないだろう。具体的な記述がないので想像に頼るほかないが、恐らくウルピアーヌスは、彼らが都市ローマで市民と混じって生活することが許された、つまり *commericum* や *conubium* といった私法上の権利を享受することが認められ、人身・財産の安全を保証されたという意味を込めてこう言ったと考えられる。そしてこの解釈は、フェストゥスが *Municeps* の項で引くガッルスの「他の〔共同体の〕出自で義務を果たした人」という定義とも矛盾しない。

今これら法学者の所見とパウルスが *Municipium* の項で最初に挙げる定義を比較すると、両者の間で 1. *munus* の分担、2. 非ローマ市民、3. ローマでの在住といった要素が共通して見られるようである。勿論ウルピアーヌスの所見は簡潔で、これらの要素がすべて明示的に提示されているわけではないが、彼の言い回しがこうした解釈を許すことは、たった今示したとおりである。それ故私は、元来 *municipes* はローマにやって来て（ある種の権利を享受する代償として）ローマ市民とともに *munus* を果たした外人を指して用いられる言葉だったという理解が、帝政期の法学者や古代学者の間に広く存在していたと想像する。そこで次章では、こうした帝政期の学者の理解が、何らかの伝承に基づいていたものか、それとも単に *municipes* という言葉の語源的解釈からひねり出されたのかを検討しよう。

第三章

帝政期に法学者や古代学者によって共有されていた *municipes* の起源に関する理解は、果たして歴史的事実に合致するのか？そもそも *municipes* の起源に関して私たちに残されている主な史料がこれら法学者や古代学者の断片的に伝わる所見なのだから、この問に対する回答として仮説以上のものを求めるのは端から無理であることは分かっているが、年代記を通して再構成しうる前4世紀の歴史を背景に多少の考察を加えてみたい。手掛かりは、*Municipium* の項で例として挙げられた人々（国民）にある。

一

第一の定義で例として挙げられている人々は、ウォルスキ族（フンディー人とフォルミアエ人）、カンパニア人（クーマエ人とアケッラエ人）、古ラテン人（ラーヌウィウム人とトゥスクルム人）の三つのカテゴリーに分かれる。地理的にも、また民族的にもローマと最も近いところに位置するラテン人が最後に来るのは少し奇異な感じがするが、パウルスの仕事の仕方から推して、彼が例の順序を勝手に変えることはなかつただろうから（つまり、変える理由が見あたらないので）、恐らくフェストゥスもこの順番で列挙していたのだろう。

古ラテン人がローマで *munus* を分担したこと自体は、Mommsen を始め、多くの研究者が推測しており、私もこの説を支持する⁽¹⁾。従ってパウルスの定

義が彼らとの関係で先ず問題になるのは、*ius suffragii* の欠如という点である。つまりローマに在住するラテン人は、制限があるとは言え民会で投票を行いたい。リーウィウスは、前212年にピュルギ（エトルーリア人都市カエレの外港）出身のプーブリカース（公共事業の請負人）、マールクス・ポストゥミウスが民会（concilium）で裁かれた際にラテン人が投票を行うトリブスを籠で決めたと伝えている[Liv. XXV, 3,16]。ローマで歴史記述が始まるのが前3紀末から同2世紀初頭の頃であることを考えてもこの伝承は信憑性が高いだろう。それ故ローマに在住するラテン人は古くから投票に参加したと考える研究者が多いが⁽²⁾、確実な事例はこのように前3世紀末と遅いため⁽³⁾、A. N. Sherwin-White はこれをラテン人が古くから持っていた権利と見なすことに懐疑的であり⁽⁴⁾、S. P. Oakley は、前338年以降ラテン人の *ius migrationis* が制限されて行く代償として、ローマに在住するラテン人に投票が認められるようになったという仮説を提示している⁽⁵⁾。このように古ラテン人の *ius suffragii* に関しては説が分かれ、パウルスが挙げる定義の要件が現実と対応していない可能性もあるが、彼らは非ローマ人であり、（ローマ市民を詐称しない限り）ローマの政務官職に就くことができなかつたのは確実である。

パウルスは *municipium* の第一の定義を、”qui post aliquot annos cives Romani effecti sunt”（彼らは数年後にローマ市民とされた）という関係文で締めくくっている。関係代名詞 *qui* の先行詞は Fundani から Tusculani までの例すべてか、それとも直前の Tusculani だけかが問題となるが、Tusculani を同じラテン人の Lanuvini から区別すべき理由が見あたらないので、Fundani 以下すべてを先行詞と捉えるべきだろう。他方で帝政期の人々にとってみれば彼らがローマ人になったのは自明のことだったはずで、補足説明の意図は「数年後に」の部分に込められていると思われる。それでは、ラテン人について「彼らは数年後にローマ市民とされた」と言う意味は何か？ローマに居住するラテン人は、*ius migrationis* に基づきローマ市民権を得ることができたと言われる⁽⁶⁾。しかし *ius migrationis* に基づいてローマ市民となることを希望したローマ在住のラテン人も、ケーンススを受けてトリブスに登録されるまでは正式のローマ市民とは見なされず、政務官職に就けなかつた可能性がある⁽⁷⁾。だとすると市民になるまでの「数年間」は、次のケーンススまでの期間の意味に理解することが可能だろう⁽⁸⁾。

二

次にウォルスキー族とカンパニア人は、ラテン人戦争後に投票権を含まないローマ市民権を附与されており⁽⁹⁾、それ以前に彼らがローマとどのような関係にあろうと、ius honorum はもとより ius suffragii さえ持っていないかったことは確かである。従って問題は、これらの国家がローマに併合される以前、その成員がローマに来たときローマ市民とともに munus を担ったかという点に絞られる。

ウォルスキー族⁽¹⁰⁾に関してディオニューシオスは、恒久的な友好とラテン人が得たような *ισοπολιτεία* を求める彼らの主張をコリオラーヌスに代弁させているが[D.H. VIII,35,2]、前5世紀初頭に置かれたこの物語が史実に基づく保証は全くない。Frederiksen⁽¹¹⁾は、南方の状況に不安を感じたローマが、前345年にアウルンキー族の領土に懲罰の為の軍隊を派遣した際に、フンディーおよびフォルミアエとのあいだに友好的な関係を樹立したと考えている。前345年という年代自体は定かでないが⁽¹²⁾、いずれにせよローマは前358年にポンプティーナとプーブリリアの二つのトリブスを設置しており[Liv. VII,15,11]、フンディーやフォルミアエと直接の接触を持つ機会も増えて行ったことが推測される。そうした中でローマはこれらの都市と foedus を結び、これらの都市の市民がローマに居住するばあい私的権利と保護を保証する代わりに、ある種の義務を負担させるようになった可能性はあるだろう。

カンパニア人についてはリーウィウスが、サムニウム人の脅威に曝されて前343年にローマの保護を求めて deditioを行ったと伝えている[Liv. VII,31,4]⁽¹³⁾。他方でリーウィウスは前216年のコーンスルだったガーユス・テレンティウス・ワローに、嘗てサムニウム人の脅威に曝されたカンパニア人がローマ人の支配に身を託したとき、ローマ人は彼らに foedus aequum を与え、自治を返し、遂には多くのカンパニア人に市民権さえ附与した、と言わせ[Liv. XXIII,5,8sq.]、前200年のアエトリア人の集会でもローマの使者の口を借りて同様の主張を繰り返している[Liv. XXXI, 31,10sq.]。研究者の中にはカンパニア人の deditio と foedus を疑う人もいるが⁽¹⁴⁾、Frederiksenは、リーウィウスの言う deditio は弱者が強者に身を託して保護を願う commendation であって無条件降伏ではないとして、deditio と foedus は両立

しいうと主張する⁽¹⁵⁾。Frederiksenによると、カンパニア人は前343年から341年までのあいだ *deditio* の状態にあったが、前340年に1600名の騎兵に *virtus* を称えて軍事的な栄誉が与えられ、前338年にローマ人とカンパニア人の間で *foedus* が結ばれた⁽¹⁶⁾。この解釈は、リーウィウスが *deditio* に続いて *foedus* が結ばれることに疑問を感じていないことと合致して説得力があるが、私たちは *foedus* の年代を Frederikesen のように前338年まで下げる必要はなく、*deditio* の後すぐに *foedus* が結ばれたと考えて支障はないように思われる。そしてその中で、カンパニア人がローマに滞在する場合、私的権利と保護が保証される代わりにある種の義務を果たすことも定められたと想像しうる⁽¹⁷⁾。パウルスはクーマエとアケッラエを例として挙げているが、これらはカンパニア人の都市として、カプアがローマとの間に結んだ関係と同じ関係を、ローマとの間に結んでいたと考えてよいだろう⁽¹⁸⁾。

ローマに住むようになったウォルスキ族やカンパニア人の都市の市民が私法上の権利を享受し、安全を保障される代償として何らかの義務をローマに対して果たすことが *foedus* によって決められていたとして、この義務の内容は何だろうか。パウルスは「ローマ市民と一緒に義務を果たすため、投票を行うこと或いは政務官職に就くことに関して以外の、あらゆることに参加した」と記すが、ラテン人と違って言葉も習慣も異なる彼らがローマの軍団に編入されたとは考え難い。恐らくは経済的な負担、つまり *tributum* の支払いが主なものだったであろう。彼らに軍務が求められる場合でも、彼らは祖国が送った部隊の中で従軍したと思われる⁽¹⁹⁾。

フンディーとフォルミアエが完全な市民権を得るのは、前188年のことである[Liv. XXXVIII,36]。このため、パウルスの「数年後」を非常に不正確な表現と断ずる研究者がいるが、パウルスが言うのは「ローマ市民となった」であって、「完全な市民となった」ではない。リーウィウスは、アケッラエ人に *civitas sine suffragio* が附与されたことを指して、彼らは「ローマ人とされた Romani facti 」[Liv. VIII,17,12]と言っており、パウルスが言う”cives Romani effecti sunt”を「civitas s.s.を附与された」と解釈することは充分可能である⁽²⁰⁾。もしこれらの都市が前340年代にローマとの間に *Foedus* を結んだのであれば、「数年後にローマ市民とされた」という表現は許容される範囲に収まるだろう。

ローマに居住するようになった古ラテン人は恐らく古くからの慣行に基づいてローマ市民権を得ることができたが、ケーンススによってローマ市民のリストに登録されるまでは、政治的な権利を行使できなかった（仮に平民会での投票が前4世紀、或いはそれ以前にまで遡る権利だとしても、予め籠で決められて一つの投票単位で投票するという制限が設けられていた）。政治の場以外では、彼らは *commercium* や *conubium* に基づきローマ市民と対等の活動が出来たけれど、その代わりに彼らもローマ市民が負担する *munus* を負担したと考えられる。他方ローマは、その直接的な支配領域をラティウムの南に拡大させた前4世紀の半ば以降、ウォルスキーやカンパニア人と *foedus* を結び、その中で、彼らがローマに居住した場合、（恐らくローマで居住を始めたラテン人が一時的に置かれた地位に倣って）私法上の権利と保護を保証し、その代わりにローマに対してある種の義務を引き受けることを求めた可能性はあるだろう。そしてこうした *foedus* が実際に結ばれたとすれば、それはラテン人戦争のあと彼らが *civitas s.s.* を附与されてローマ人となるまで、何年間か続いたはずである。もしこれらが史実なら、その記憶が何らかの経路を経て後のローマ人に伝えられ、帝政期（或いは、共和政末期にまで遡るかもしれないが）の古代学者や法学者がこうした伝承を”*municeps*”の語源的解釈と結びつけて、ローマに在住し、ローマ国家に対して義務を果たすようになったウォルスキーやカンパニア人はローマで「*munus* を引き受ける者」つまり”*municeps*”と呼ばれた、と解釈した可能性は充分に認めうる。*Municipium* の項に付された例でラテン人が最後に回されているのは、この定義の意図はローマとの間に *foedus* を結んだウォルスキーおよびカンパニア人がローマに来た場合の法的地位を示すことにあり、ローマに移住したラテン人も一時的に彼らと同じような地位に置かれたために加えた想像しうる。いずれにせよ、この定義が *foedus* のに基づきローマで *munus* を果たしたウォルスキーやカンパニアの都市の市民に関するものだったとしても若干の齟齬が認められるのは、ローマに移住したラテン人も含めてしまったことに起因するのではないかと考えられる⁽²¹⁾。実際に当時のローマ人が、ローマに来たウォルスキーやカンパニア人を *municipes* と呼んだかどうかは、これも史料が残らないので断言できないが、私はその可能性を認めてよいと思う⁽²²⁾。

終わりに

議論が多岐に亘ったので、最後に私が本稿で行った検討の結果を箇条書きにまとめ、結論に代えたいと思う。本稿で私は、パウルスの **Municipium** の項をフェストゥスと同じ項の要約とし、フェストゥスの **Municipium** の項は写本の欠損した箇所にあったとする立場に立って考察を行った。そうして得られた結果は次の五点である。

一、フェストゥスが **Municeps** の項で利用したアエリウス・ガッルスは共和政末期から帝政期にかけての法学者の考え方を伝える。彼らの間には、「**munus** の負担」を **municipes** の本来の発生原因で、かつ歴史的にも最古の語義とする理解が広く存在した。

二、同じ項で引かれているセルウィウスは、**municipes** の始まりを同盟都市戦争以前に **civitas s.s.** の一括附与によってローマ市民となった人々に求めている。

三、パウルスが **Municipium** の項で挙げる三つの定義のうち、第三の定義と第二の定義は、それぞれ同盟都市戦争後に完全な市民権の附与によりローマ国家に併合された国家と、同盟都市戦争以前に **municipium o.i.** となった共同体を対象とし、後者は、当初附与された市民権が **civitas s.s.** か **civitas c.s.** かは問わない。

四、**Municipium** の項の第一の定義とそれ以外の定義との間に有機的な関係を想定すべきではない。この定義は、むしろ法学者（アエリウス・ガッルスやウルピアーヌス）が **municeps** の本来の語義として挙げる定義との間に関係性が認められ、帝政期に法学者や古代学者によって共有されていた認識を伝えると考えられる。

五、この認識は **municeps** の語源的理解と、前四世紀にローマと条約を結んだウォルスキーやカンパニア人がローマに来た場合、（恐らくローマに住むラテン人の例に習って）彼らが享受する法的地位に関する記憶が結びついて出来上がったと考えられる。ただこれらのウォルスキーやカンパニア人が当時のローマ人によって既に **municipes** と呼ばれていた可能性は認めてよいだろう。

注

第1部

I.

- (1) Diod. XV,14; Strab. V,8; Ps.-Aristot. Oecon. II,2, 1349b33; Polyaen. V,2,21; Aelian. var. hist. I,20; Serv. auct. ad Aen. X,184. cf. RE V,1, col. 893sq.; RE XXIV, col.25.
- (2) 前474年のクーマエ沖の戦いで、クーマエとシュラクーサエのヒエローンはエトルーリア人の艦隊を破っている(Diod. XI,51,1sq.)。cf. Werner 1963, pp. 477sqq.; Prayon 1981, p.41.
- (3) Prayon 1981, pp.41sq.
- (4) 神域跡の発掘に関する最初の報告 : Pallotino 1957, pp.206-22 et Tav. LXXXVIII-CI. 黄金の板に関する最初の報告 : Pallotino, Colonna, Garbini, Borrelli 1964, pp.49-117. ピュルギの遺跡・出土品に関する詳しい報告・カタログ : Notizie degli scavi di antichità, ser. 8, vol. 24, II Supplemento (1970). 最近の研究状況 : Ridgway 1990, pp.513-30. なお板のエトルーリア語碑文に関しては、我が国では平田氏（2005）の研究がある。
- (5) 板は、前3世紀に神殿が取り壊されたとき、石のブロックで櫃がつくられ、そこに収められた。板と共に、それを固定した青銅の釘も見つかっている。3枚の黄金の板の他に、銘文を刻んだ青銅の板も1枚収められていたが、こちらは損傷が甚だしく、ウニとティニア（=ユッピテル）に言及されていることが判るにすぎない。cf. Ridgway 1990, p.519.
- (6) Ridgway 1990, pp.519sq.
- (7) 他の史料で伝わる最高政務官表は、すべてリーウィウスに一致。cf. Broughton, MRR I, p.128.
- (8) cf. CAH VI, 2nd ed. Cambridge 1992, pp.706sqq. (E. D. Westlake).
- (9) cf. Oakley, Commentary II, pp.250sq.

II.

- (1) “ἐκ παραθέσεως”は、「間近に（見ると）」と訳すことも可能。cf. Walbank, Commentary I, ad loc.
- (2) 場所は不明。cf. RE VI A,2, col. 2246.
- (3) Sordi 1960, pp.25sqq.

(4) “θατέρου τῶν πρεσβευτῶν” (Diod. XIV,113,5). ハリカルナッソスのディオニューシオス(Ant. Rom. XIII,12,1)はガッリア人に、自分たちの棟梁を殺したクイントゥス・ファビウスと、その兄弟（単数）の二人の引き渡しを要求させている。

(5) ディオドーロスは、この年「ローマでは6名の武官が執政官の職権を握った」と言いながら、実際には4名の名しか挙げていない。しかしこれは彼によくあること。なおディオドーロスの政務官表では、この4人は5年後、アテナイでエウアンドロスがアルコーンだった年（前382／1年）に再び執政武官として現れる(Diod. XV,20,1. 但し写本が証言するファビウスの個人名は「カエソーア」ではなく、「ガーユス」)。

(5) クルーシュムに派遣された使者の斯は、リーウィウスとディオドーロスのほか、Flor. I,7,6sq.; Oros. II,19,5sq.; Auct. de vir. ill. 23,5sqq.; Plut. Numa 12,7sqq.; Cam. 17,1sqq.; Dio fr. 24,1sq.; Zonar. VII,23; Appian. Celt. 2sq.; D.H. XIII,12 が、部分的にであれ、伝えている。

(6) RE VI,2, col. 1757sq. cf. col. 1751(Münzer); Ogilvie 1965, p.716.

(7) Sordi 1960, pp.31sq.; pp.173sqq. 例外は、ローマの建国を第12オリュンピアードの4年目（=前729／8年）に置くキンキウス・アリメントゥス(cf. Dion. Hal. Ant. Rom. I,74,1)だという。

(8) ファビウス・ピクトルがローマの建国を第8オリュンピアードの1年目（=前748／7年）に置いていたことは、ハリカルナッソスのディオニューシオスが証言している(Dion. Hal. Ant. Rom. I,74,1)。しかしガッリア人によるローマ占拠については、それから22年目にプレプスが初めてコンスル職を得たというファビウス・ピクトルの証言が残るのみ(Gell. N. A. V,4,5)。ファビウス・ピクトルはガーユス・リキニウスとルーキウス・セクスティウスが法案を上程したあとのアナルキアを何年と考えていたのか不明なので、彼がガッリア人によるローマ占拠を何年に置いていたかも、正確には分からぬ。私は、ガッリア人によるローマ占拠をクイントゥス・スルピキウス、クイントゥス・セルウィーリウス、プーブリウス・コルネーリウス、それに3人のファビウスが執政武官だった年と結びつけるローマの伝承は古い記録に基づく可能性を想定してよいと思う。3人のファビウスが同時に執政武官となった例は他にはないで、ガッリア人のローマ占拠と3人のファビウスが執政武官だった年は人々の記憶の中でも強く残った可能性がある。但し、この3人のファビウスがリーウ

ィウスが言うように兄弟だったかは不明、またクルーシウムに派遣された使者に同定されたのは、後のこと。

(9) cf. Ogilvie, Commentary, pp.723sq. Ogilvie は、このアルビニウスを前 379 年の執政武官だった人物（リーウィウス(VI,30,2)はマールクス・アルビニウスとつたえるが、ディオドーロス(XV,51,1)によると、ルーキウス・アルビニウス）ではないか、と推測する。

(10) Walbank, Commentary I, pp.185sq.

(11) Commentary I, p.185.

(12) 古い写本は一様に”Apuliam ac mare inferum (ティレニア海)”という読みを伝えるが、新しい写本の中には”mare superum (アドリア海)”と読むものが 3 本ある。アープーリアはイタリア半島南部のアドリア海側の地域であるため、Oakley, Commentary II, p.247sq. は”mare superum”への校訂を支持するが、古い写本の読みを尊重して、ガッリア人はアープーリア方面とティレニア海方面の二手に分かれて逃げたと解釈する。

(13) 第 31 卷以降、リーウィウスがポリュビオスを大幅に利用したのは確かであり、第 3 デカーデ（第 21 ～ 30 卷）についても、彼は東方世界に関する情報をポリュビオスに求めているが、第 1 デカーデ（第 1 ～ 10 卷）の資料は共和政期の年代記に限られる（Walsh 1961, pp.139sq.）。

(14) Mommsen 1879, pp. 287sqq. ante omnia 341sq.; Walbank, Commentary I, p.185.; Sordi 1960, p.60; Alföldi 1965 pp.355sq.

(15) ポリュビオスは『歴史』の第 12 卷でティーマイオスに対する厳しい批判を展開しているが(XII,3-16)、勿論これは彼がティーマイオスを利用しなかったことを意味しない。

(16) 一生のうち 50 年間をアテナイで過ごしたティーマイオスが、実際にラティウムとローマを訪問したかは不明。cf, Jacoby 1955a, pp.532sq.

(17) Sordi 1960, pp.63sqq.

(18) Sordi 1960, pp.67sqq.

(19) Alföldi 1965, p359 et n. 5. cf. Prayon 1981, p.44.

(20) Cornell 1995, p.316 も、ディオニューシオスとガッリア人が同時にカエレに攻撃を仕掛けようとしたという仮説を評価する (“This hypothetical reconstruction, though unprovable, is most attractive”）。

(21) Cornell 1995, p.324 et n.83.

III.

- (1) 訳出の際に底本としたのは、 Th. Büttner-Worst が校訂したトイプナー版（1985年）。〔 〕は訳者の補いで、〈 〉は校訂者の補いである。
- (2) ポリュビオスは、ハンニバルによるサグントゥム攻略について語ったあと、自分の時代までにローマとカルタゴの間で結ばれた条約を概観する必要があると記しており、これはそれを受けた言葉。
- (3) この文章は、最も信頼のおけるヴァチカン本（A）を含む幾つかの写本で欠けている。しかし下のポリュビオスの説明から、これらの写本は脱落を想定すべきである。
- (4) 恐らくポリュビオスは、フェニキア語の表現でカルタゴ人を意味する「カルタゴのテュロス人」を誤解した。cf. Walbank Commentary I, p.347.
- (5) これ以外に、「タルシスのマスティア」、「マスティアとタルセウム」等、様々な訳が試みられている。cf. Walbank, Commentary I, p.347.
- (6) シキリアとイタリアを、それぞれカルタゴ人とローマの支配領域としてさだめ、互いに相手の領域に干渉することを禁じる条約があったと主張すること。
- (7) ポリュビオスが引く第3条約がピュロス戦争の時のものであることには研究者の間で異論はないが、これが本当に三番目かについては議論が分かれる。
- (8) Th. Mommsen, Die römische Chronologie, 2. Aufl. Berlin 1859, pp.320sqq. (non vidi).
- (9) 基本的には、ポリュビオスの第1条約を共和政の元年か、または前348年に置き、それに対応して第2条約を前348年か前343年（リーウィウス（VII,38,2）は、この年にカルタゴから使者がローマに来たと伝える）に置くが、Piganiol 1923 は、ポリュビオスは情報提供者に欺かれて第1条約と第2条約を逆に伝えている、と考える。つまり、第2条約を前348年、第1条約は前328年に置き、前306年に締結された第3条約（いわゆるピリノス条約に同定）については、ポリュビオスはその内容は伝えないと推測するのである。他方 Beloch 1926, pp.308sqq. は、条約の内容と彼が再構成する歴史的状況（カルタゴは前6世紀末にはまだシキリアに属州（epikrateia）を持っていない。アテナイのシキリア遠征時にいたっても、Panormos、Solunt、Motye の3都市を確保するのみ。カルタゴがシキリアに属州を持つのは、前392年にディオニューシオスと和平条約を結びシキリアに領域を確保してから。他方タッラキーナはガッリア人戦争のあとウォルスキ族に占拠され、前4世紀半ばまでローマの支

配を脱する) を照らし合わせて、第1条約を前4世紀の初頭に置く。Beloch説に対する詳細な批判は、Toynbee 1965, pp.530sq.を見よ。

(10) Scullard 1989, p.520sq.; 524sqq.

(11) Cornell 1995, pp.211sq.

(12) Forsythe 2005, 122sqq.

(13) ポリュビオスの第1条約と第2条約の年代に関しては、先行研究の多くがそれまでの研究史を纏めたうえで自説を展開しているので、ここで改めてふり返ることはしない。cf. Walbank, Commentary I, pp.337sqq.; Werner 1963, pp.299sqq.; Toynbee 1965, pp. 519sqq.; Petzold 1972, pp.362sqq.

第1条約を共和政の元年(あるいは、少なくともその最初期)、第2条約を前348年に置く主な根拠は以下の通り。第2条約にはカンパニアの都市に対する保護の規定が含まれず、ローマとカプアとの間に同盟関係が成立する(前343年。リーウィウスが伝える *deditio* を巡っては解釈が分かれるが、恐らくここで言う *deditio* は弱者が強者に身を託して保護を願う *commendatio* であって、無条件降伏ではない。cf. Frederiksen 1984, pp.187sq.; Oakley Commentary II, pp.284sqq.) 以前に締結されたと考えられる。しかも第2条約は、ローマに服属せず、ローマと和平も締結していない国家がラティウムに存在することを前提にしており、ラテン人戦争以降の状況には合致しない。こうしたことから、ポリュビオスの第2条約は前348年の条約に同定するのが一番無理がないだろう。第1条約は、ポリュビオスが使われているラテン語の古さを殊更強調しており、第2条約よりかなり古いと考えられる。前348年以前に締結された条約としては、ポリュビオスの伝える共和政の元年以外には史料上知られておらず、条約の内容が前6世紀末から5世紀初頭にかけての歴史的状況と比べ大きな乖離がなければ、ポリュビオスの年代を受け入れるのが妥当だと思われる。ポリュビオスは、「ルーキウス・ユニウス・プルートゥスとマールクス・ホラティウスの年」と記すが、実際には二人のコーンスルの名前が挙げられていたのではなく、「マールクス・ホラティウスが最高政務官(プラエトル・マクシムス?)だった年」、或いは、「マールクス・ホラティウスがカピトリウムのユッピテル神殿を献堂した年」として伝えられた可能性が高い。cf. Scullard 1989, p.521.

(14) Forsythe 2005, p.123. Forsythe は同時に、すべてのラテン人をローマの支配下にあるかのように見なす当時のローマの指導者層も、何らかの影響をポリュ

ビオスに与えたのだろうと推測している。

(15)ヘロドトス(I,166sq.)によると、コルシカに移住したポカイア人に対し、カルタゴ人とエトルーリア人が協同して攻撃し、海戦で彼らを破った（前535年頃）。またアリストテレス(Pol. 1280a36)は、エトルーリア人とカルタゴ人が、互いに相手の国で、その国の市民と同じ扱いを受けることを認めた条約を結んでいたと伝える。更に前述のように、ピュルギからはフェニキア語とエトルーリア語の銘文を記した3枚の黄金の板が出土している。従って王政末期のローマも、エトルーリア人の王のもと、同様の関係をエトルーリア人との間に築いていた可能性がある。

(16)cf. Heurgon 1969, pp.288-303; Cornell 1989a; Cornell 1989b; Cornell 1995, pp.293-326; Forsythe 2005, pp.234-267. 前493年のカッシウスの和約は、ラティウムに侵入する敵に対して、ローマとラテン人同盟が共同して防衛にあたる必要から成立したと考えられ、490年代にラティウム周辺で行われた一連の植民（Velitrae、Signia、Norba）も山岳部族の侵入を防ぐ目的があったのではないかと推測されている。

(17) ローマの年代記は、ガッリア人との戦争が甚大な被害をローマにもたらしたと伝える。しかし研究者の中にはこの伝承に懐疑的な人もすくなくない。アリア川の戦いのあと、敗れたローマ軍の兵士たちはウェイイに逃れたと言われるが、これはパニックに陥った兵士たちの勝手気ままな逃亡というより、リーダーに統率された行為と考えるべきだ、との指摘がある。つまり、ローマ人は勢いに乗るガリア人からローマを守るのは不可能と考え、一旦兵を引いて、体勢を立て直そうとしたのではないか、と推測するのである(Alfoldi 1965, 356sq.)。更に、占拠によって都市ローマが受けたダメージも、伝承が主張するほどのものではなかったのではないか、と疑われている。なによりも、この時のダメージの跡が考古学的にほとんど確認されていない。ほぼ1世紀前に起こったペルシア軍によるアテナイ占拠が考古学的にも裏付けられていること比べて、これは著しい対照をなすと言える(De Sanctis 1956, pp.4sq.)。ガリア人によるローマ占拠のあとローマの勢力が速やかに回復し、対外的に著しい拡張を始めるのも、こうした背景をもとに考えねばならないだろう(Cornell, 1995, pp.318sqq.)。

(18)Walbank Commentary I, pp.345sqq.; Cornell, 1995, pp. 325sq.; Forsythe 2005, pp.279sqq.

第2部

始めに

(1)共和政期の *municipium* を対象とした研究は我が国では少なく、石川勝二『古代ローマのイタリア支配』(渓水社一九九一年)二二九頁以下、岩井経男『ローマ時代イタリア都市の研究』(ミネルヴァ書房二〇〇〇年)一一五六頁、谷本拓也「ローマ共和政初期における投票権なきムニキピウム」『西洋史学論集』第39号(2001年)七一ー八二頁(『史学雑誌』第一一一編第五号(二〇〇二年)三一八頁を参照)を数えるくらい。なお、拙稿「地域統合と伝説 ローマによるラティウム・カンパニア地域の統合とアエネーアース伝説」(濱下武志・川北稔編『地域の世界史第一卷 支配の地域史』(山川出版社二〇〇〇年)二五〇ー二八八頁)も *municipium* に触れているが、書物の性格上一般的な記述にとどまる。

引用は初出の箇所で完全なタイトルを挙げ、その後は筆者の姓と出版年代(学術誌に掲載された論文は、その号が出た年)で略すが、以下の文献はこの限りではない。

Lindsay 又は貢+L: W. M. Lindsay, Sexti Pompei Festi de verborum significatu quae supersunt cum Pauli epitome, 1913.

Oakley, Commentary I, II, III : S.P. Oakley, A Commentary on Livy. Books VI-X. Oxford 1997 (Volume 1); 1998 (Volume II); 2005 (Volume III).

RStr.: Th. Mommsen, Römisches Staatsrecht. 3 Bde. 3. Aufl. Leipzig 1887-8.

RE: Pauly's Realencyclopädie der classischen Altertumswissenschaft.

(2)ゲッリウスはこの箇所の前で、イタリカを始めとする幾つかの *municipium* が *colonia* への昇格を請願したとき、ハドリアーヌス帝は元老院でこの件に関して演説を行い、ティベリウス帝の事例を引いて *municipium* の方が *colonia* より格式が上だという主張を展開したと伝えており[XVI,13,4sq.]、「誉れある義務」はこうした帝の意向に沿う言い回しだと解釈しうる。歴史的に見た場合、ハドリアーヌス帝の主張の正しさに関して研究者の評価は分かれている。cf. Pinsent 1957, pp. 90-2; Hantos 1983, p.92; Grieve 1982, p. 772; 石川『イタリア支配』51

頁以下。

(3)以下、史料からの訳はすべて私の試訳。訳文中の〔 〕は、理解を助けるため等の目的で私が補った部分、()は原文で挿入的な部分を示す。

(4)私は、ゲッリウスが *municipium* に与える定義は大筋において同盟都市戦争後にローマ国家に併合されたイタリキー共同体に当てはまると考える。cf. Nicolet 1976, p.45; Hantos 1983, p.93 n.24.

(5)Mommsen によると、ローマ共同体に対する税負担 *Steuern* と土木労働 *Frohnden* の義務。土木労働は *munus* の元来の意味だが、夙にローマ共同体に対する義務から外されたため、伝承では伝わらないという。cf. *RStr. III*, 3, pp.224-7.

(6) *RStr. III*, pp.231-4; p.795. 周知のように、ラテン人戦争の後に取られた措置により古ラテン人の国家の多くはローマに併合された。ティーブル、プラエヌステのように独立を維持した古ラテン人の国家もあったが、これ以降「ラテン人」と言えば主としてラテン植民市の市民を指すようになり、「ラテン市民権」は民族的・地理的な繋がりを失って、純粹に法的な概念となって行く。

(7) *RStr. III*, 234; 571-6.

(8) *RStr. III*, p.236; p.575.; p.795.

(9) *RStr. III*, p.795.

(10) E. Ernout, A. Meillet et J. André, *Dictionnaire étymologique de la langue latine*. 4^{me} éd. Paris 1959, p. 422 によると *municeps* は *muni-*の合成語で、元来の意味は”celui qui prend part aux charges”。cf. Manni 1947, pp.15-7 (岩井『イタリア都市』12～7頁を参照); Pinsent 1954, pp.158-64; Humbert 1978, pp.271sqq.; Grieve 1982, pp. 771-2; Hantos 1983, pp.94sqq. Pinsent は、*munia* (**muni* の複数) と *munus* はラテン語の発展の古い段階で用法が分離し、前者は「義務」、後者は「贈り物」(恐らく *donum* と違って「お返し」としての贈り物) の意味を担うようになった、と考える。*munus* はまた *munia* の単数の代用として、派生的に「義務」の意味で使われたが、この派生的な意味はやがて複数形 *munera* にも転用されるようになる。しかし *munera* が完全に *munia* にとって代わることはなく、どちらの語も使われ続けた。これに対し Grieve は、**muni* と *munus* の合成語 (*munificus*、*munerigerulus*) 及び *munera*、*munia* の用例をプラウトゥスとテレンティウスの作品で検証し、初期の段階で *munus* と **muni* の間で意味の区別が生じたとする Pinsent の説は根拠がないとして斥ける。しかし他方で Grieve は、*munus* と *munia* の基本的な意味を「慣習に基づく交換」に求める部分では

Pinsent 説を受け入れ、*municeps* を”a man who undertakes exchanges enjoined by custom or rather a relationship involving such exchanges”と理解する。そしてここから、初期の *municeps* は *hospitium publicum* に類する関係に立っていたと推測している。他方 Humbert は、*muinicipes* の負う義務は、*civitas Romana* (*sine suffragio*、*cum suffragio* を問わない) を附与されたことへの対価として生じたと考える。

(11) フェストゥスの『言葉の意味について』は、見出し語を、最初の二文字（あるいは、それに続く文字）が同じものをまとめてアルファベット順に配列した部分と、対象が互いに関連していたり、同じ資料に由来する言葉をまとめて配列した部分のあることが指摘されている。このうち前者をウェッリウス・フラックス、後者をフェストゥスに由来させる説や、全体の構想をフェストゥスに帰す説もあるが、私は基本的には、ウェッリウス・フラックスが著した同名の書に由来するとの解釈を取る。Mancini 1997, pp.76sqq. cf. Laffi 2000, 465; *RE* XXI, 2 col.2316sq. (R. Helm).

(12) s.v. *Monstrum* [122L]: quod mihi visum est adiciendum; s.v. *Pictor Zeuxis* [228L]: cur hoc loco relatum sit a Verrio, cum de significatu verborum scribere propositum habuerit, equidem non video; s.v. *Tatium* [496L]: quod ad significationem verborum non magis pertinet, quam plurima alia, et praeterita iam et deinceps quae referentur.

(13) Pinsent 1957, p.93: “This conclusion, indeed, might be more simply reached were it the case that there is nothing in Festus which was not previously in Verrius; but this is by no means certain.”

(14) cf. Fest. 242L: cum propositum habeam ex tanto librorum eius (i.e. Verri Flacci) numero inter mortua iam et sepulta verba atque ipso saepe confitente nullius usus aut auctoritatis praeterire et reliqua quam brevissime redigere in libros admodum paucos.

(15) Anziani 1911, p.440 は、そもそも帝政期のローマ人は初期ローマの制度の痕跡について明確なイメージを持っていなかったと考え、フェストゥスやパウルスから確かな結論を導き出すことには懷疑的。これに対し、Manni 1947, p.227 は、フェストゥスの資料は最良の素材を利用した共和政末期の著述家と自分自身の記憶であること、またフェストゥスとパウルスのテキストは全体として有機的な関連があることから、彼らの証言を修正すれば様々なタイプの誤りを犯す危険があると警告する。

第一章

(1) <…>の部分。補いは最初の校訂本 (Io. Baptista Pius (ed.), Nonius, Festus cum Paulo, Varro, Mediolanum 1500) で Conagus 某が提案したもの。cf. W. M. Lindsay, Sexti Pompei Festi de verborum significatu quae supersunt cum Pauli epitome, 1913, pp.XXIIsq.

(2) Lindsay 1913, pp.IIIssqq.; Mancini 1997, pp.56sq. et nn. 130, 131.

(3) Mancini 1997, p.58 et n.135. 但し Mancini 自身はそう考えない。cf. Mancini 1997, pp.60ssqq.

(4) Lindsay 1913, pp.XIXssqq.

(5) 写本の残らない部分は、パウルスの摘要との比較により推測。

(6) Vaticanus latinus 3369[Vat. lat. 3369]と Vaticanus latinus 1549[Vat. lat. 1549]。Leidensis Vossianus latinus Oct.9[Voss. lat. Oct. 9]は、基本的に Vat. lat. 1549 に依拠(但し校訂の試みを含む)。なお、Poliziano が筆写した Vaticanus latinus 3368[Vat. lat. 3368]は Q XI～Q XIII と Q XV～Q XVI のみを証言し、Q VIII の内容の再構成には使えない。

(7) N の部が始まる第 10 columna まで。上記のように、Q. IX は C.F.に残る。

(8) Mancini 1997, pp.64ssqq.

(9) Municeps は同じ二文字で始まる語を纏めてアルファベット順に配列した部分に属す(「始めに」註(11)を参照)。それ故、直前の Mamphula は何らかの理由でここに紛れ込んだと考えざるをえない。他方、パウルスの摘要では、Municeps は Ma-のグループの中に紛れ込んでいる。

(10) Municipium の後は Mater Matuta と Modo が続き、次の Nenia とともに N の部が始まる。

(11) C. O. Müller, Sexti Pompei Festi de verborum significatione quae supersunt cum Pauli epitome. Leipzig 1839, p.127, annot. 但し Mendicum の項、Mater Matuta の項ともにかなりの損傷を受けている。

(12) cf. Mancini 1997, pp.51ssqq. Pinsent 1957, pp.93sq.; p.96. Pinsent は municipium を含めてイタリアの統治制度に関する語についてフェストゥスとパウルスが行っている説明が互いに類似していることを指摘して、パウルスはフェストゥスの著作に書かれていたことだけを要約したと主張する。

(13) Q VIII (M の部) で X に”frag”が挿入されているのは、Maius mensis の項、Mola の項、そして Municeps の項の後。cf. Mancini 1997, p.66.

(14) B.G.Niebuhr, *Römische Geschichte*, II. Teil, 2. Aufl. (Berlin 1836) p.64 n.109 も、*Municipium* は 15 世紀に発見されたフェストゥスの写本の焼失した部分に存在したと考えた。 Niebuhr によると、摘要を作る際にパウルスはこの項を飛ばしたが、10 世紀か 11 世紀にローマかラヴェンナで活躍していた文法家がこれをパウルスの摘要に追加したという（理由は、1. 幾つかのパウルスの写本に欠如、2. この項を伝える写本でも、見出し語の順番を無視、3. パウルスのやり方に反して記述が詳しい）。 Niebuhr は更にパウルスの摘要の *Municeps* の項についても、これはパウルスではなく Pompeius Laetus が直接フェストゥスのテクスト (126L) から付け足したと推測している。これに対し Müller loc. cit. は、両方の項ともパウルス自身による要約であることを認めた上で (Niebuhr に対する反論は、1. *Municipium* の項を欠くパウルスの写本はない、2. パウルスは多くの場合フェストゥスの説明を縮小して伝えるが、長い説明をしている項もないわけではない)、*Municeps* の項はフェストゥスから取られたが、*Municipium* の項はフェストゥス以外の書物から取られた可能性もある（但しフェストゥスの写本の Q VIII,22 或いは 23 には、*Municipium* の項を含むだけの欠損があることは認める）と主張する。 Hantos 1983, p.87 n.15 et pp. 90sq. は、フェストゥスが *Municeps* の項で引くセルウィウスの所見 (セルウィウス)、対応するパウルスの摘要の第 4 の定義 (定義 I)、そして *Municipium* の項に挙げられた第 1 の定義 (定義 II) を解釈するにあたって、 Niebuhr と Müller の主張を引きつつ、定義 I はパウルスに由来するが、定義 II は別人が後から付け加えたと論じている (但しこれが 10 / 1 世紀の文法家であるかについては判断を保留)。 Hantos によると、セルウィウスの定義が最も古く、定義 I (パウルス) はこれを帝政期の素材を加えて補強、定義 II (anonymus) は定義 I を更に新たな素材を加えて展開させた。しかし Hantos が Niebuhr と Müller を利用する仕方には問題がある。彼女は、"Nach den fundierten Ausführungen von Müller ist die Auffassung Niebuhrs für 155L zu teilen, für 117L allerdings nicht; hier liegt Paulus direkt vor" [p.87 n.15] と言うが、 Müller はどちらもパウルスに帰すのである (cf. "sed (de municipio articulus) utrum ibi (i.e. Qu. VIII, 22. vel. 23. codicis Festi) olim scriptus fuerit et a Paulo in alium (sc. locum) translatus, an ab eodem ex alio scriptore desumptus et Festi copiis additus, quis asseverare audeat?" [p.127])。 Hantos は写本の観察に基づく Niebuhr と Müller の議論から出発しながら *Municipium* の項をパウルス以外の人物に由来させるのは、それがセルウィウス、定義 I、定義 II に

関する彼女の仮説に都合が良いからにすぎない。そもそもパウルス（或いは、パウルスのあと定義 II を著したとされる人物）は、帝政期の *municeps* について知る意図をもって資料を漁るようなことをしたのか？彼女はこうした具体的な問題については一切触れていない。これは彼女の研究全体について言えることだが、自ら作り上げたシェーマ（支配の五つの形態）に合わせて史料を恣意的に解釈しているとの印象を拭いきれない。私は、*Municipium* の項をパウルス以外の人物に帰すべき充分な理由はないと考える。

J.Pinsent, *Municeps II.* in: *Classical Quarterly* 7 (1957) pp.92sqq., は、フェストゥスの *Municeps* の項とパウルスの *Municep* 及び *Municipium* の項は元来は共に M の部の *Mu-* で始まる他の言葉と並べておかれていたが、写本の伝承過程でシートの脱落、脱落したシートの誤った箇所への挿入、誤って挿入されたシートをもとに戻す努力が繰り返された結果、現在の C.F. に伝わる配列となったと推測する。しかしこの仮説は、フェストゥスとパウルスの双方で見られる項目の順序の乱れを説明しきれないようと思われる。パウルスの摘要を証言する写本は *Municeps* と *Municipium* の位地に違いを示さないので、パウルスが用いたフェストゥスの写本にあった配列を反映していると考えられる。他方フェストゥスの写本の *apographon* は *Municeps* を *Mu-* のグループの中に正しく置いているので、カール大帝の時代には少なくとも二系統の写本が存在したと考えざるをえない。しかもフェストゥスの写本にもまた項目の配列に乱れが認められる。つまり Pinsent 説に立つと、バラバラになった写本のシートを違った順番でとじ合わせたり、これを正しく綴じ直す努力がかなり頻繁に起こったことになるが、これは疑わしいだろう [cf. Mancini 1997, p.68]。今指摘したパウルスの摘要を証言する写本に共通する特徴から、Mancini 1997, pp.46sq. et n.84, はパウルスが摘要を作るために用いたフェストゥスの写本自体に見出し語の順番の乱れがあったと認め、更にパウルスの摘要では *Municeps* が Ma- の項のグループに紛れ込み、フェストゥスの写本では *Mu-* の項のグループに *Mamphula* が紛れ込むという奇妙な現象を、一つの写本から幾つかの部数を筆写した際のやり方に求めている。つまり、筆写の際に元の写本のシートをばらしたが、一つのシートをコピーし終わって続きのシートに移る時に別のシートの最初の部分を写してしまった、と考えるのである。実際には直ぐに誤りに気付いて正しいシートを続けて書き写したので、*Mu-* 項の列に *Ma-* で始まる単語が入り込んだ写本や、逆に *Ma-* の列の中に *Mu-* で始まる単語が入り込んだ写本が出来上がった。Mancini

が立てる仮説によると、パウルスが使ったフェストゥスの写本を筆写した人物は、裏ページの右の *columna* の一番下にあった *Mamercus* を写し終えたあと、誤って表ページの左の *columna* が *Municeps* で始まるシートをコピーし始めた。彼は次の *Municipium* の最初の定義まで行ったところで誤りに気付き (*Municipium* の最初の部分まで書き写したと想像する理由は、次章で説明する)、*Mamuri Veturi* で始まる正しいシートを続けて書き写した。Mの部を最後に点検した際、彼は *Municipium* を完全には書き写していないことに気付いて最後にこれを書き加えた。確かに *Mancini* の仮説は項目の配列の奇妙な乱れ方をうまく説明しているが、彼女が想定する筆写のし方は西洋の中世に一般的なものなのか、もしそうであれば、まさにフェストゥスの著作だけにシートの写し間違いが起こったのは辞書という書物の特殊性に由来するのか (或いは、こうした誤りは他にも例があるのか)、私には判断できない。Laffi 2000, pp.464sq. は、フェストゥスの写本に関する *Manicini* の再構成を、仮説的な議論の積み重ねで成り立っており、しかもこれらの仮説の一部は危険で不必要なように思えると評価するが、*Municipium* の項はフェストゥスに由来し、C.F.の焼失した部分に含まれていたする *Mancini* のテーゼ自体は受け入れている。

(15)註(14)のほか、RE XXI, col.2316sq.を見よ。

第二章

(1)ガッルスの生没年代に関する史料はないが、ウェッリウスと同時代あるいはそれより少し前、つまり共和政の末期ないしはアウグストゥスの時代の初期に活躍した人物と推測されている。ガッルスの活動分野に関しても、法学か文法か (或いは両方) で議論があるが、いずれにせよ現存する断片から見て、彼が法学に造詣が深かったことは確かだろう。RE I, 1, col.492sq. No. 58; B. Kübler, *Geschichte des römischen Rechts*. Leipzig 1925, p. 141; Berger 1953, p. 353; Humbert 1978, p.3 n.1; Manicini 1997, P.102 et nn.232 et 233.

(2)*Mancini* 1997, p.107.

(3)*municipes* がローマ側の視点に立つ言葉であることは、文脈は異なるが Humbert 1978, p.277 も指摘する。Galsterer 1976, p.81.も元来の *municeps* の語義を、厳密に言えばローマ市民ではないが、ローマ市民の義務の一部を引き受ける人をローマ人の側から呼んだ言葉と解釈するが、多分私とは多少異なった歴史的文脈にこれを位置づけている。しかも彼は法学者の所見を考慮に入れていく

ない。

(4) Mommsen, RStr. III, p.234 n.1 は、ウルピアーヌスが元来の *municipes* と言う人々は、*municipium* の市民ではないが *munus* (納税義務) を負う人々で、*municipium* に土地を所有している人々が含まれるが、*incola* も含まれるかどうかは分からぬという。しかしこの解釈は「始めに」で紹介した理解から導き出されたもので受け入れ難い。Zmigryder-Konopka 1929, p. 598 は”nunc abusive”を、ウルピアーヌスの時代にはイタリア半島の都市とローマの関係が今日で言えば首都と地方都市の関係に対応するものに変わっていたからだと言うが、この解釈は *municipium* とローマは元来 *isopoliteia* で結びついた二つの主権国家の関係にあったという考え方を前提とする。

(5) *Vat. lat. 1549* は”qui aeque”的に欠損を表示。cf. Lindsay, ad loc.

(6) 第一章註(1)。cf. Lindsay 1913, p.XXI. Mommsen RStr. III, p.235 n.1 は、フェストゥスのテキストの欠損部分を、”qui et cives Romani erant et in legione merebant, sed quibus non licebat nec magistratum capere nec suffragium ferre”と補うが、わざわざ文章を変える必要性は認められない。

(7) Humbert 1978, pp.8sq. はこの欠損部分もセルウィウスの所見に含め、Mancini 1997, pp.109sqq. もそれを前提に論を進めている。しかしフェストゥスがこの部分もセルウィウスからの引用として書いたとすれば、ここも接続法で表現したのではないか？

(8) cf. Gell. N.A. XVI, 13, 7; Strabo V,2,3. 「カエレ人の表」に関しては、砂田徹『共和政ローマとトリブス制 拡大する市民団の編成』(北海道大学出版会二〇〇六年) 二二二頁以下を参照。

(9) cf. Mommsen, RStr. III, pp.586sq. (*cives s.s.* も正規の兵役義務に服する限りはローマの軍団で従軍したことを認め、論拠としてフェストゥスの当該箇所と、ポリュビオスが前二二五年にローマが動員できた軍事力を概観するなかで、ローマ人とカンパニア人を含めて他の同盟者と区別している [Polyb. II,24,14] ことを挙げる); De Sanctis 1960, p.420 (*cives s.s.* は独自の軍団を構成し、給料は各都市が支払った。但しこの仮説はピュロス戦争の初期にレギオンを守備した部隊が *legio Campana* と呼ばれていること [Liv. per 15] を唯一の論拠とし、De Sanctis はもっと豊富で確かな史料を利用できるハンニバル戦争の時には、*municipium* が拠出した人員はローマの軍隊に混じって戦ったことを認める); R.Taylor 1960, p.65 et n.68 (上記の前二二五年にローマが動員できた軍事力のな

かで、サビニ人がローマ軍から区別されてエトルーリア人とともに一つのグループを構成している理由を、彼らがまだ *cives o.i.* でなかつたことに求める）。

(10) Brunt 1971, pp.17sqq.; p.525. Brunt 1971, pp.17sqq.; pp.625sqq.は、上記ポリュビオスが伝える徵募の方法を少なくともポリュビオスの時代については否定。たかだか二万人ばかりの兵士を徵集するのに、ポリュビオスの時代には七万五千を下らなかつたと思われる *assidui* を遠方からローマに呼び寄せるのは非現実的だと言う。

(11) Humbert 1978, pp.318sq.

(12) Humbert 1978, p.319 は、フェストゥスが言う *legio* は作戦上のタームではなく法律上のタームであり、「*cives s.s.* はローマ市民の資格で戦つた」という意味だと主張するが、そこまで深読みする必要があるのか疑問。

(13) Q VIII の内容を証言する 2 系統の *apographon* (Vat. lat. 3369 と Vat. lat. 1549 (Voss. lat. Oct. 9)) は読みを異にし、Vat. lat. 3369 は”*Servilius aiebat*”、他は”*Servius filius aiebat*”と読む。cf. Pinsent 1957, p.94; Mancini 1997, p.110 n.350. (Lindsay の校訂本の *apparatus criticus* は不正確) *Servius Sulpicius Rufus* は共和政末期の著名な法学者だが (RE IVA,1, col. 851-60 (Münzer / Kübler); A. Berger 1953, p.704; Hantos 1983, p.87 n.16)、同名の息子 (RE IVA, 1 col.860-2 (Münzer)) については法学者としての活動は伝わらない。他方、共和政末期に活躍した法学者で *Servilius* という名の人物は知られていない。こうした状況を踏まえて Pinsent 1957, p.95sq. は”*Servilius*”を失われた写本の読みとして想定し、Vat. lat. 3369 の筆写生はこれを *Ser. filius* と誤解して *Servius filius* に敷衍したと解釈したが (“The fact that *Servilius* is impossible to identify rather supports the reading than otherwise”)、Humbert 1978, p.3 n.2 はこれを論拠薄弱として斥ける。Humbert によると、この定義を伝えたのはウェッリウス・フラックスより前の時代の法学者のはずで、*Ser. Sulpicius* 或いは *Ser. Sulpicius Rufus* という形でしばしば引用される著名な法学者セルウィウスを置いて他にはない。私もフラックスの情報源は法学者セルウィウスだったと考えるが、失われた写本の読みとしては”*Ser. filius*”を想定するのが 2 系統の *apographon* との関係で最も無難だろう (Vat. lat. 1549 には多くの誤りが存在。cf. Mancini 1997, pp.59sq.)。法学者セルウィウスの父は騎士身分だったことしか伝わらないが [Cic. Mur. 16]、フラックスは何らかの理由で法学者を父との関係で引用したと考えざるをえない。ただ現存する C.F. の状態を考慮に入れると、”*Ser. Sulpicius*”を 2 人の筆写生がどちらも読み誤

った可能性も否定しきれないよう思う。Mancini 1997, p.111 n.251 は C.F.の読みとして Ser. Sul<pic>ius を想定し、写本では<pic>は全く判読不能、Su の部分も辛うじて跡が残る状態だったと推測している。

(14) Vat. lat. 1549 は”cives”と読み。残りの二つの apographon は”ci. Romani”又は”cives Ro.”と読む。

(15) Sordi 1960, pp.109sq. は、セルウィウスの所見をゲッリウスの証言[N. A. XVI,13,6sq.]と結びつけ、これらは civitas s.s.の最古の段階について伝えると解釈するが、セルウィウスの挙げる例には、彼女が civitas s.s.の嚆矢と考えるカエレは含まれない。

(16) 例のうちクーマエは、カンパニアの騎士たちを称えて civitas s.s.を附与されたカプアと同じ条件で併合されたという [Liv. VIII, 14,11]。アケッラエ人への civitas s.s.の附与もプラエトルの上程した法案を根拠としており[VIII,17,12]、併合を戦争に起因させる伝承はない。アーテッラに関して、Mommsen, CIL X p.359 (cf. RE II, col.1914) は前 313 年にノーラと共にローマによって征服されたと推測するが、論拠は薄弱である。アーテッラはアケッラエとともにカプアの衛星都市のような存在であり、ラテン人戦争のあとカプアがローマに併合されたあと程なくして、アーテッラもアケッラエと同じように併合されたのかもしれない (cf. Beloch 1926, pp.584sq.)。Bernardi 1938, pp.251sq. は、セルウィウスがカンパニアの都市のなかでクーマエ、アケッラエ、アーテッラの三つを挙げるのは、この三つだけが同盟市戦争の時代まで古いローマとの関係を維持したからだと考える。

(17) それでも Manni 1947, p.23 は、パウルスが municeps の項で四番目に挙げる定義は、フェストゥスが引くセルウィウスの所見と不完全であるが対応していると主張する。また Humbert 1978, p.16 は、パウルスの文章をセルウィウスの所見に対応させ、”Romam venissent”はローマへの移住ではなく、単に「ローマに行っても政務官職に就けない」という意味に解釈するが、これも説得力を欠く。

(18) Municipium の項で第一に挙げられる定義は、ローマにやって来てそこに住むようになった個人を問題としているように読める。但し”Romam venissent”は、必ずしも都市ローマに限らず、ローマ領に来た場合を想定するのだろう。cf. Galsterer 1976, p.79 n.146. J. Marquardt, Römische Staatsverwaltung. 1.Bd. 2.Aufl. Leipzig 1881, pp.29sq. はこの定義を municeps に関するセルウィウスの定義（史

料1)と結びつけて、独自の共同体の維持を認められた *municipium* に関するものと理解し、他方第二の定義は、独自の共同体の存続を認められず *praefectura* としてローマから統治された *municipium* を指すと主張する。しかしこれは恣意的な解釈。”*Romam venissent*”をローマ国家への併合と理解するには無理がある。”*neque cives Romani essent*”を「トリブスのリストに名前が登録されない」という意味に解釈するのは、ケーンソルによって投票権を剥奪されたローマ市民が、市民としての法的帰属を維持しながら「カエレ人の表」に名前を登録された(つまり、トリブスのリストから名前を抹消された)ことからも賛成できない。また第二の定義に付された三つの例のうちアリーキアとカエレは、Marquardt, p.30 n.2 自身が認めているように、彼の解釈に必ずしも合致しない。パウルスはこの個人の法的地位を、彼の所属する共同体とローマの間の関係に由来させているのか (*municipium* は、ローマとこうした関係を結ぶようになった共同体) ? それともこの個人とローマとの特別な関係(例えば栄誉の附与)から生じたとするのか (*municipium* は、ローマとこうした関係を結んだ人々の属性) ? パウルスは例として共同体名を挙げているので、この定義は挙げられた共同体の成員全員に当てはまる、つまり彼らがローマに来た場合の法的地位は、彼らが所属する共同体とローマとの関係に由来すると考えているのだろう(cf. Kornemann, RE XVI col. 573sq.)。Bernardi 1938, pp.239sq.はパウルスが挙げる定義を「ローマに移住したイタリキ (gli Italici immigranti in Roma)」の法的地位を念頭に置いたものとし、時期としては、ガリア人によるローマ占拠から例として挙げられた都市がローマに併合されるまで(つまりラテン人戦争まで)を考えている。なお例に挙げられている共同体は、アケッラエを除いてすべてリーウィウスがラテン人戦争後にローマのよって採られた措置を述べるなかに現れる[Liv. VIII,14]。アケッラエに *civitas sine suffragio* が附与されたのは少し遅れて前三三二年のこと[Liv. VIII,17,12. cf. Vell. I,14,4]。

(19) RStr. III, p.235 n.1. Mommsen は”*qui ex aliis civitatibus Romam venissent*”の部分を、*Municipium* の項の第一定義から取り込まれた *interpolatio* と見なす。

(20) これは既に Niebuhr 1836, p.64 n.109 によって想定されている (“darauf (Aelius Gallus の定義) folgten zwey Definitionen des isopolitischen *Municipium* (*sic!*): eine namenlose, und eine von Servius dem Sohn”)。

(21) Pinsent 1957, pp.92sq.; pp.96sqq. (第一章註(13)を参照) Sordi 1960, pp.119sqq. は、パウルスが *Municeps* で挙げる第四の定義と *Municipium* の第一定義は、共

にフェストゥスが *Municeps* でセルウィウスの所見に付した見解に由来すると考えているらしい。*Municipium* の項では、*municipes* は *cives* ではなく、後にローマ市民となった、と言われるのに対し、*Municeps* の項では、彼らは *cives* だと言われるが、*autonomia* への言及がない。これは Sordi によると、カンパニア人と彼らの隣人がローマとの関係で占めていた地位に関して、フェストゥスが二つの異なった時期（前三三八年に彼らが栄誉として個人の資格で *civitas s.s.* を得た時期と、サムニウム戦争中に彼らがローマに対して反乱を起こした結果自治権を失い、ローマ軍に従軍することを強制されるようになった時期）を念頭に置いて記しているからである（Sherwin-White 1973, p.51 も同様の説明を行っている）。Sordi は *civitas s.s.* と *municipium* の制度が、一、対等な関係の国家間で結ばれた条約の互恵的条項、二、一方的に附与されるが、栄誉としての特徴を残す、三、アウトノミアの喪失を伴う事実上の服従、という変化を遂げ、この第三の段階は、*Municipium* の項の第二の定義に相当すると考える。しかし Sordi が試みるフェストゥスのテクストの再構成は、私には恣意的に感じられる。Sordi は、*Municipium* の項の第二定義でカエレ人が最初の例として挙げられていないことから、ガリア人によるローマ占拠直後の状況ではなく、カエレ人が最終的にローマに併合された段階（Sordi によると、前293年か273年）を言うと主張する。もしそうなら、何故にカエレ人は前306年に併合されたアーチニア人[Liv. IX,43,24]の前に置かれているのかが分からぬ。

(22)Oakley Commentary II, p.545sq.

(23)Mancini 1997, p.68.

(24)第1章註(14)。

(25)Brunt 1971, p.525sq. もこのように考える。Sherwin-White 1973, p.51 は、フェストゥスが *municipes* を一方で「ローマ市民ではなかった人々」と定義し、他方で「市民だった人々」とも定義しているとして、その理由を、*municipes* の意味するところが時とともに変化したとで説明する。しかしこの学者がフェストゥスとパウルスの摘要を扱うやり方は厳密さに欠けるように思える。例えば40ページ註9では、パウルスが引用するセルウィウスの所見と、その摘要であるはずのパウルスの文章の違いを無視している。

(26)Mancini 1997, p.72.

(27)「軍団兵としての従軍」という属性は、*Municipium* の項では明示的には記されていないが、「ローマ市民と一緒にムーヌスを果たすため、投票を行うこと

或いは政務官職に就くことに関して以外の、あらゆることに参加した」という表現の中に含まれていると考える。

(28)セルウィウスは、彼らを「[ローマ] 市民となった」と言い、*municipium* の第一の定義では「彼らはローマ市民ではない」とされていることについては後述。

(29)cf. Mancini 1997, pp.71sq.

(30)Mommsen, *RStr.* III, p.235sq. n.1; Beloch 1926, pp.377sq.; *RE* XVI s.v. *municipium*, col.574 (E. Kornemann); Manni 1947, pp.77sq.; De Martino 1957, pp.73sq.; De Sanctis 1960, p.414 n.18; Brunt 1971, p.526; Galsterer 1976, p.79; Humbert 1978, pp.39-41; Seston 1973, p.9; Hantos 1983, p.107; Laffi 1985, 134. “cuiusque civitatis et coloniae”は例として挙げられてている都市が *civitates foederatae* と *coloniae Latinae* であることに対応する表現だとすれば、パウルスは同盟市戦争以前の状況に関して妙に正確な知識を持っていることになる。この部分は（ラテン語の表現そのものは別として）フェストゥスを介してフラックスに遡る可能性が大きい。

(31)Mommsen, *RStr.* III, p.235 n.1 は二番目に定義されているカテゴリーを、「半市民共同体」で、しかも自治権も独自の政務官職も持たない共同体と考えたが（「始めに」を参照）、これは明らかにおかしい。アリーキアと同じ条件でローマ市民団に組み込まれたラーヌウィウムは第一の定義の例として挙げられている。Mommsen によると、第一の定義ではラテン権のムーニキピウムの定義と自治権を持つ *Halbgemeinde* の定義がこの順番で融合されているが、例を見ると、逆に先ずウォルスキ族とカンパニア人の都市（フンディー、フォルミアエ、クーマエ、アケッラエ）が、次いで二つのラテン人都市（ラーヌウィウム、トゥースクルム）が引かれている。つまり史料をかなり恣意的に解釈しないと、Mommsen 説は成り立たないのである。cf. Anziani 1911, p.438.

(32)Hantos 1983, p.107 は、第一の定義で挙げられている例の最後の二つ（*Lanuvini* と *Tusculani*）と第二の定義に付された例の最後の二つ（*Caerites* と *Anagnini*）の間に、行間の取り違えを想定する。しかしこれには、第二の定義をラテン人戦争後に *civitas o.i.* の附与によってローマ国家に併合されたラテン人国家（彼女の言うところの *Integrative direkte Herrschaft* を受けた国家）に關係づけるためにすぎず、史料の扱い方に適切さを欠く。

(33)Mommsen, *RStr.* III, p.235 n.1. cf. p.177 n.2 (Mommsen は、*Liv.* VIII,14,2 の記

述がラーヌウィウムに完全な市民権を附与されたように読めるこを認めるが、トゥースクルムは前323年にはまだ完全なローマ市民権を得ておらず、トゥースクルム人より先にラーヌウィウム人が完全な市民権を得たとは考えられないとの理由を挙げて、リーウィウスの記述を議論の論拠とすることはできないと主張。別稿で論じる予定だが私は、前323年の事件は当時トゥースクルム人が既に完全なローマ市民権を得ていたことを示すと考える) ; Heurgon 1969, p.323; Nicolet 1976, p.45.

(34)RE XVI, col. 576-8 (Kornemann); Beloch 1880, p. 119; Beloch 1926, pp.379sq.; Sherwin-White 1973, p.59 et n.6; Galsterer 1976, p.66 n.112; Humbert 1978, pp.177sq.: Salmon 1982, p.48; Cornell, CAH VII,2, pp.365sq.; Cornell 1995, p.349; Hantos 1983, pp.53sqq. et n.10; Oakley, Commentary II, p.560; Forsythe 2005, pp.290sqq. (Capua、Fundi、Formiae、Cumae、Susessulaには *civitas s.s.* を附与され、これらの都市のローマに対する法的地位は、ラテン人同盟が解体される以前にラテン人が享受していた法的地位に類似することになった、と言うので、ラテン人国家には *civitas o.i.* が附与されたと考えていることが分かる) .

(35)*civitas s.s.* を単に *civitas* と呼ぶ箇所はあるが (eg. Liv. X,1,3: *eodem anno Arpinatibus Trebulanisque civitas data.* アルピーヌム人に投票権が附与されたのは前一八八年のこと。cf. Liv. XXXVIII,36,7.)、そこにはこうした対比の意図はない。

(36) Beloch 1880, pp.130sq.; Beloch 1926, pp.501sqq.; Rudolph 1935, pp.89sqq.; Meyer 1964, p.314; Sherwin-White 1973, p. 63 et pp. 159sqq.; Letta 1979, pp.42sqq. (但し例外が存在することを強調); Salmon 1982, p.60 et p.135 ; Hantos 1983, 72sq. これらの都市が享受した自由の大きさについては研究者によって理解が異なる。

(37) CIL XI, 3614 = ILS 5918a. *dictator* はカエレ以外にアリーキア、ラーヌウィウム、ノーメントゥム (いずれも前三三八年に *civitas o.i.* の附与によってローマ国家に併合されたラテン人都市) とフィデーナエ (Belochによると、フィデーナエの *dictator* は恐らくカエサル以後に二人役に代えて新たに導入された) で共和政末期から帝政期の碑文によって存在が知られている。cf. Beloch 1926, p.498; Rudolph 1935, pp.7sqq.; De Sanctis 1937, pp. 147-58; De Martino 1957, pp.97sqq. ; p. 107 et nn. 36, 37, 38; Sherwin-White 1973, pp.63sqq.; Letta 1979, pp.34sqq.. 但し *municipium* の *dictator* 職の起源に関しては、ローマがこれらの

都市を併合した際に導入したもので任務は最初のうち祭儀に限られたとする説 (Rudolph) と、併合以前の土着の政務官職を受け継ぐとする説 (De Martino, Sherwin-White, Letta) が対立する。cf. De Martino 1957, p.98 n.6.

(38) Beloch 1880, p.131. Letta 1979, pp.36sq. et p.37 n.21 は、カエレにおいて前358年頃に王政が廃止されたあと導入を見た最高政務官職のラテン語訳と考える。cf. Humbert 1972, p.292; Galsterer 1976, p.71 et n.125. これに対し De Sanctis 1937, p.156 は、カエレの *dictator* をローマがラティウムに存在していた制度を併合後のカエレにも導入した制度と考える (De Sanctis 説に対する批判は、De Martino 1957, p.104 を見よ)。Hantos 1983, p. 75 は、カエレは *cives s.s.* が構成する国家の中で最初に *civitas o.i.* を附与されたのではないかと推測している。

(39) CIL X, 5919; 5920; 5925; 5926; 5927; 5929. II viri と呼ぶ碑文もある。CIL X, 5928. cf. CIL X, p.584.

(40) Beloch 1926, p.498; De Martino 1957, pp.97sq. et n.2. ウェリトラエからは2人役の存在と伝える碑文 (CIL X, 6555; 6576. cf. p. 652) も出土しており、Beloch はプラエトルを伝える碑文 (CIL X, 6554) に疑念を抱く (cf. ad loc.: "Huic quoque titulo non sine causa diffidimus"; RE XVI, 1, col.578) が、Salmon 1982, p.193 n.226 は *genuine* 説に傾く。古ラテン人都市ラウレントゥム・ラーウィーニウム (CIL X, 797) は、この都市の特殊性 (拙著『平成13~15年度(2001~3年度)科学研究費補助金 基盤研究(C)(2) 研究成果報告書』(2004年6月) を参照) 故に考察の対象から除外。なおプラエトル職は、ラテン人戦争後も独立を維持した古ラテン人の国家 (プラエヌステ、ティーブール、ラウレントゥム=ラーウィーニウム) でも、同盟市戦争まで存在が知られている。cf. Rudolph 1935, p.15; De Martino 1957, p.98 n.2.

(41) Hantos 1983, pp.76sqq. なお Rudolph 1935, p.222 n.1 も、アナグニア、カペーナ、カピトゥルム・ヘルニクム、クーマエ、ウェリトラエのプラエトル職を、これらの都市が *municipium s.s.* だった時期に由来させる。

(42) 併合の際に附与された *civitas* の種類に関し、カピトゥルム・ヘルニクムとカペーナは史料がない (Kornemann, RE XVI, 1, col. 581 はカペーナを die Halbbürgergemeinden の中に加えており、Rudolph 1935, p.222 n.1 や Hantos 1983, pp.76sqq. もこれに従うが、確かな史料はない)。ウェリトラエに関しては (リーウィウスは、ラテン人戦争の後に取られた措置について語るなかで、ウェリトラエ人を *veteres cives Romani* と呼ぶ [VIII, 14, 1])、研究者の間で意見が分かれて

いる。Kornemann, RE XVI,1, col.578sq.によると、ラテン人戦争のあとウェリトラエは *municipium s.s.*としてローマに併合された。Salmon 1982, p.48 も、当時ウェリトラエ人はまだウォルスキー語を話していたので *civitas o.i.*は附与されなかった主張。これに対し Cornell 1995, p.349 は、ラテン人戦争のあと古ラテン人のみならずアンティウムのウォルスキー族とウェリトラエ人も *civitas o.i.*を得たと考える。他方で、これら五つの都市に *civitas o.i.*が附与された年代に関しても現存の年代記からは情報を得られない（クーマエは前180年にローマに公式言語としてラテン語を使用する許可を願い出ているので[*Liv. XXXX*,43,1]、当時はまだ *municipium s.s.*だったと考えられる）。Rudolph loc.cit.はこのことを以て *civitas o.i.*の附与が遅いことの論拠とするが、リーウィウスの『ローマ建国以来の歴史』は前167年までしか残らず、同盟市戦争までの間には80年近くの空白期間がある。

(43) cf. Beloch 1926, p.378; RE XVI s.v. *municipium*, col. 574. Humbert 1978, p.193 は”incorporation globale et complète”に言及する史料としてキケローの『コルネリウス・バルブス弁護演説』[*Pro Balbo* 13,31]と並んで *municipium* の第二の定義を挙げ、ここでパウルス(フェストゥス)が念頭に置いているのは *municipium optimo iure* だと主張する。これは、同じ項の第一の定義が *civitas s.s.*を持つ *municipium* に関するものと解釈するためだが、第二の定義で例に挙げられている都市のうちアリーキア以外の二つは *civitas s.s.*の附与によって併合されたし、そもそも定義の文章自体、*civitas c. s.*か *civitas s. s.*かを問題にしているわけではない。Galsterer 1976, p.79 は、第二の定義を同盟市戦争以前に *civitas o.i.*の附与によってローマに併合された共同体(彼の言う *oppida civium Romanorum*)に關係づけ、カエレとアナグニアを例として挙げるのは誤りだとする。

(44)三つの例は、それぞれラテン人、エトルーリア人、ヘルニキー族の都市であり、意図的に異なった民族の都市が例として挙げられているという Manni 1947, p.59 の解釈は正鵠を得ているかもしれない。Manni は同時に、これらの例はローマの *municipes* となった年代の古い順に挙げられており、*municipium* の歴史上に現れた三つのタイプ(アリーキアは、不完全だが *ius suffragii* を伴った *civitas*を持つ *municipium* となり、自治を許された。カエレは短期間ではあるが一定の形式的に独立した期間を経たあと *civitas* を与えられ、*municipium* としてローマ国家の中に入った。アナグニアは、直ちに自治権を失って *municipium* となった)を代表すると考えている[pp.27sq.: p.61]。Humbert 1978, p.38 は optimum

ius に至った順に並べられている可能性を指摘する。

(45) 第2章註(18)を参照。

(46) Humbert 1978, pp.33sq. は "cum Romam venissent, . . ." の解釈として、「municeps の資格とローマ人の munus への参加はローマでの居住を前提とする」と「municeps は、ローマに来たとき全てをローマ人と共に持つが、政治的権利だけは共有しない (つまり municeps の資格自体はローマでの居住を前提としない)」の二つの可能性を提示した上で、セルウィウスの定義は municeps が元来は「移住した個人」でないことを示しているとして、第二の解釈を探る。Humbert の主張はセルウィウスの所見とパウルスが municipium の項で第一に挙げる定義が一致することを前提としており、受け入れがたい。

(47) cf. Oakley, Commentary II, pp.539sq.; pp.568sq.

(48) Laffi 1985, pp.133sq.

(49) Laffi op.cit. p.133 n.4.

(50) 第三章を参照。

(51) Laffi op.cit. pp.132sq. Humbert 1978, pp.41sq. は、Municipium の項に関する考察の纏めとして、三つの定義 (1. civitas Romana s.s. を持つ municipia、2. municipia o.i.、3. ラテン植民市と同盟都市の municipium 化) は論理的な配列と、クロノロジカルな配列を同時に目指しており、このために挙げられた例に歪みが生じたと主張している。つまりラーヌウィウムとトゥースクルムは、municipium となった年代を問題にすれば第一の定義の中に置けるが、最初から civitas o.i. を附与されているので、タイプから言うと第二の定義に属す、と考えるのである。Laffi はこの Humbert の結論を批判し、第一と第二の定義の違いは部分的な併合か完全な併合かにあるのではない、と主張する。この点では、Laffi の指摘は正しい。

(52) ただローマにおける彼らの法的地位が彼らの所属する国家とローマとの関係から発生したと考えられることは、既に指摘したとおりである。

第三章

(1) munus の内容としては、税のほか兵役が考えられている。つまりローマに在住するラテン人はローマの政務官が行う徴募に応じる義務があり、彼らはローマの軍団に編入されたのだろう。

(2) Mommsen, RStr. III, pp.396sq.; p.397 n.1; pp.643sq.; Tibiletti 1961/2, p.241sq.;

Humbert 1978, pp.99sqq. Tibiletti は、共和政の成立当初からローマ領に住むラテン人は国防への参加と *tributum* の支払いという義務を果たすためケーンスで登録され、これらのラテン人は籤で決められた投票単位で集団で投票したと考え、前 212 年の事例を、それが当時まで続いたと解釈する。他方 Humbert は、*ius suffragii* と *ius migrandi*（後述）をセットで捉え、これらはラテン人同盟の権利に含まれる二つの要素で *foedus Cassianum* で制度化されたと主張する。

(3) ディオニューシオスは、前 486 年にスプリウス・カッシウスが条約（所謂 *foedus Cassianum*）の採決を強行するにあたって、ラテン人とヘルニキー族を投票のために呼び集めたと伝えているが [D.H. VIII,72,5]、ローマとラテン人同盟の関係を律する条約をローマ側が批准する民会で相手の側も一緒に投票するのは奇妙な話で、とても当時からラテン人に *ius suffragii* が認められていたことの論拠とするに耐えない。前 212 年のあとラテン人の投票権が史料で言及されるのはガエウス・グラックスの改革時[App. b.c. I,23]。

(4) Sherwin-White 1973, p.35; pp.112sq.; De Martino 1957, p.66（少なくとも、カッシウスの和約にはラテン人の *ius suffragii* を認める条項はなかった）

(5) Oakley Commentary II, p.541. Galsterer 1976, p.92 もラテン人の投票権を古くから存在した制度と見なすことには否定的。

(6) *ius migrationis* (*ius migrandi*) はラテン人とローマ人（或いは、ローマ人を含むラテン人）の間に古くから存在した慣習に起源があり、それが制度化されたのはカッシウスの和約あるいは前 338 年の措置のことと考えるのが一般的だが（但し、どちらを伝える史料にも *ius migrandi* への言及はない。De Martino, 1957, p.65 et n.7 は、それでもカッシウスの和約に *ius migrandi* に関する条項があった可能性を認めている）、Tibiletti 1961/2, p241sq. はこれを前 2 世紀の初頭にまで下げる説を提示した。しかし Humbert 1978, pp.109sqq. はこの説を批判し、カッシウスの和約により制度化されたとする旧説に戻っている。但し”*ius migrandi*”という表現は古代に用例がなく、また *ius Latinum* は前 5 世紀にはアナクロニズムとして、条約では”*hospitium publicum*”という表現が使われていたのではないかと考えている。cf. Humbert 1978, pp.139sqq. Galsterer 1976, pp.92sq. は、そもそもローマ人は移住者に対する市民権附与には寛大だったと指摘し、ラテン人の *ius migrandi* を重要視することに疑問を投げかける。

(7) 市民権を得たラテン人はプレプスに属しただろうから前 367 年以前は政務官職に就くにも制限はあったが、これは別の問題である。

(8) Sherwin-White 1973, p.60 も "post aliquot annos cives Romani effecti sunt" をケンススによる市民のリストへの登録までの期間の意味に理解しているが、その他の点では、*civitas s.s.*を潜在的な市民権とみなすなど、私が支持する解釈と大きく異なる。Salmon 1982, p.46 は、この項で定義されているのは、*civitas s.s.*の附与によってローマ国家に併合された *municipium* だと解釈する。Salmon によると、トゥースクルムはこのタイプの *municipium* の原型で、しかも前340年より前に *ius suffragii* を附与されたので（彼らの不満を解消するための措置だったという）、トゥースクルムは *cives o.i.*で構成される *municipium* の原型でもある（これに対し Lanuvini は最初から *civitas c.s.*を附与されたので、この項の例として挙げられているのは誤りだと言う）。この説は、"cum Romam venissent" を「ローマ国家に併合されたとき」の意味に解釈することを前提とするが、この解釈は不自然で受け入れがたい。Humbert 1978, pp.34sq. は、「ラテン都市の住民は、ローマ市民権を得る前は *municipes* だった」という仮説は歴史的に見て不可と断じ、ローマに移住したラテン人が *municipes* と呼ばれたことは、少なくとも歴史時代にはないと指摘する。私が問題とするのは、帝政期の古代学者や法学者の理解が過去の歴史の記憶を核としているかどうかであって、ラテン人戦争以前にローマ在住の古ラテン人が、当時のローマ人によって実際に"municipes"と呼ばれていたかではない。この問に対し回答を求めるることは、私たちの能力の外にある。Galsterer 1976, p.80 は、ローマは移住者に対して言語を習得し、制度に慣れればラテン人に限らず市民権を附与したと考えるので、「彼らは数年後にローマ市民とされた」という説明は、例として挙げられた人々のうち *cives s.s.*すべてに当てはまると言主張。従って *cives o.i.*であるラーヌウィウム人とトゥースクルム人がここで挙げられているのは誤りとする。

(9) リーウィウス[Liv. VIII,14]によると、アケッラエを除く3市（フンディー、フォルミアエ、クーマエ）に市民権が附与されたのは前338年（アケッラエは少し遅れて332年。Liv. VIII,17,12.）。しかしウェッレーユス[Vell. I,14,3sq.]によると、アケッラエも含めてこれらの都市に市民権を附与されたのは前330年代のことである。

(10) ローマとウォルスキ族の関係については、RE IXA,1(1967) s.v. Volsci (G.Radke) col. 807-21 を参照のこと。

(11) Frederiksen 1984, p.181. cf. Liv. VII,28,1-3; VIII,14,10.

(12) Frederiksen 自身これをローマとフンディーおよびフォルミアエの関係樹立

の terminus antequam と見なす。

(13)cf. Frederiksen 1984, pp.181sqq.; Oakley Commentary II, pp.286sqq. 考古学資料はローマを含む地域との交易が既に王政の時代から始まっていたことを窺わせる。cf. Frederiksen 1984, pp.158sqq. ローマの年代記は前 5 世紀を通してローマがしばしば飢饉に見舞われ穀物を輸入迫られたことを伝えるが、ローマが穀物を求めた国にはクーマエなどカンパニアの都市も含まれていた。Frederiksen 1984, pp.164sqq. は、年代記が伝える政治的背景はともかく、穀物購入のために海外に使節が派遣されたこと自体は、古くからの伝承に基づくと考える。この時期ローマと南のギリシア世界との関係が一時的に衰退したことは、Frederiksen も含め共通の認識となっている。

(14)W. Weissenborn und H. J. Müller, Titi Livi ab urbe condita libri, ad XXIII,5,9 はこの証言の信憑性を疑う。しかし”foedus aequum dediticiis ・・・ dedimus”[Liv. XXIII,5,9]と記すリーウィウスは明らかに *deditio* と *foedus* を両立可能と考えている。しかもここでは恐らく *deditio* と *aequum* が対照させられており、*deditio* の後に *foedus* を与えること自体は特別なことと意識されていないように感じられる。Beloch 1926, pp.369sq. は *municipium* が *foedus* によって両当事者の了解のもとに作られたことを認めるが、*deditio* のあと *foedus* は否定し、前 343 年のカプアの *deditio* にはハンニバル戦争時の投影を見る。Beloch によると、この年にカプアが行ったのはローマ＝ラテン人同盟への加入。なお前 343 年のカンパニア人の *deditio* は、Forsythe 2005, p.285 が上記とは別の理由からその史実性を疑う一方で、前 211 年の *deditio* の投影を見るが、Cornell 1995, p.347 は Frederiksen (註(15)) に従って史実だと認めている。

(15)Frederiksen 1984, pp.187sq. cf. De Martino 1957, pp.81sq.

(16)Frederiksen 1984, p.194.

(17)cf. Manni 1947, pp.57sq. Humbert 1978, p.20 は、Manni 説を批判して、論拠に欠ける上に、史料の証言とも矛盾すると言う。つまり Manni は、カンパニア人が（存在の疑わしい *foedus* によって）ローマ人ではないが、ローマに移住した場合に *municipes* となると想像するのだが、パウルスは *Municeps* の項で同じ言い回しを用いて、移住によってカンパニア人は *municipes* の資格を得るとしているように見え、しかもそこで彼はカンパニア人がローマ人だと明言している[Fest (Paul) 177L]、と。確かに Manni の説は仮説に止まるが、Humbert はパウルスが *Municeps* の項で第四に挙げる定義がセルウィウスの所見と異なる

る点を無視しており、彼の批判は必ずしも的を得ていない。つまり、定義の文章と例に続く関係文の関係は、Humbert が想定するほどには明確ではないのである。

(18) リーウィウスは前 338 年の措置について述べる中で、「クーマエとスエッスラの人々は、カプアと同じ法と条件のもとに置かれることが決められた」[Liv. VIII, 14, 11] と記している。これは、戦争以前からローマはカプアと同じ関係をこれらの都市とも結んでいたからかもしれない。

(19) 第二章二を参照。

(20) 研究者の中には、*civitas s.s.* を一種の名誉市民権と捉え、その附与は直ちにローマ市民とするわけではないと解釈する人もいるが、私はこの説を探らない（なお *civitas s.s.* に関しては、別稿を準備している）。リーウィウスがカンパニア人を時に *socii*、時に *cives* と呼ぶことに関しては、Humbert 1978, p.269 を参照のこと。

(21) Manni 1947, pp.23sq. はガッルスの第二の定義をローマで幾つかの権利を享受するためにローマ市民の義務に服した *peregrini* に関するものとし、これが本来の *municipes* だったが（アエリウス・ガッルスの時代には、*municipes* はすべてローマ市民なので、*municipes* をローマ市民ではないとする主張には信憑性がある、と言う）、他方でフェストゥスが同じ項でセルウィウスを引いて説明するように、*municipes* は *cives sine suffragio* を指しても使われた、と主張する。Manni によるとガッルスの二番目の定義はパウルスが *municipium* の項（史料一）で挙げる第一の定義と関係しており、彼がここで「市民ではなかった」が「数年後に市民とされた」と付け加えているのは、この相反する二つを定義の間に折り合いを付けようとした為だった。Brunt 1971, pp.525sq. は、或る古代学者（或いは、パウルス自身）が、「最初の *municipes* はローマに滞在する外人だった」という史料に基づかない仮説と、「クーマエのような共同体の成員（彼らはローマに住もうと住むまいと *municipes*）」という史料に基づく *municipes* の意味の混交したと考える。混交を想定する点では私と同じだが、片方の内容は異なる。De Martino 1957, pp.75sq. は、定義の前半ではローマに併合される前のラテン人（非ローマ市民）に関し、後半では *municipes*（ローマ市民）に関すると考えている。

(22) Humbert 1978, p.35 は、ローマに移住したラテン人が *municipes* と呼ばれた例は、少なくとも歴史時代にはないと指摘。ラテン人戦争以前、ローマに在住していた古ラテン人が実際に当時のローマ人によって *municipes* と呼ばれたか

否かは答えられない問だが、私もラテン人に対しては *municipes* という言葉は用いられなかつたと想像している。

参考文献

- Alfoldi, A. (1965): Early Rome and the Latins. Ann Arbor.
übersetzt von F. Kolbe, Das frühe Rom und die Latiner. Darmstadt 1977.
(Alfoldi 1977)
- Anziani, D. (1911): Caeritum Tabulae. in: MEFR 31, pp. 435-58.
- Badian, E. (1958): Foreign Clientelae (264-70 B.C.). Oxford.
- Beloch, K. J. (1880): Der italische Bund unter Roms Hegemonie. Leipzig.
- Beloch, K. J. (1926): Römische Geschichte bis zum Beginn der punischen Kriege. 3. Aufl. Berlin / Leipzig.
- Bengtson, H. / Werner, R. (1975): Die Staatsverträge des Altertums. Zweiter Band. Die Verträge der griechisch-römischen Welt von 700 bis 338 v. Chr., 2. Aufl. München
- Berger, A. (1953): Encyclopedic Dictionary of Roman Law. Philadelphia.
- Bernardi, A. (1938): I <<cives sine suffragio>>. in: Athenaeum 16, pp. 239-77.
- Bernardi, A. (1942): Roma e Capua nella seconda metà del quarto sec. av. C. (1) in: Athenaeum 20, pp. 86-103.
- Bernardi, A. (1943): Roma e Capua nella seconda metà del quarto sec. av. C. (2) in: Athenaeum 21, pp. 21-31.
- Bleicken, J. (1961): Rev. Marta Sordi, I rapporti romano-cretici e l'origine "civitas sine suffragio". Roma "L'Erma" di Bretschneider 1960. in: ZSSR 78, pp.449-54.
- Broughton, T.R.S. and Patterson, M.L. (MRR): The Magistrates of the Roman Republic. 3 vols. New York 1951-2 (I-II); Atlanta 1986 (III).
- Brunt, P. A. (1971): Italian Manpower 225B.C. – A.D. 14. Oxford.
- Cornell, T.J. (1989a): Rome and Latium to 390 B.C., in: The Cambridge Ancient History Vol. VII, Part 2, 2nd ed., Cambridge, pp.243-308.
- Cornell, T.J. (1989b): The Recovery of Rome, in: The Cambridge Ancient History Vol. VII, Part 2, 2nd ed., Cambridge, pp.309-350.
- Cornell, T.J. (1995): The Beginnings of Rome. Italy and Rome from the Bronze Age to the Punic Wars (c. 1000-264 BC). London / New York.
- Crawford, M.H. (1981): Italy and Rome. in: JRS 71, pp.153-60.

- De Martino, Fr. (1957): Storia della costituzione romana. Vol. II, Parte Prima. Napoli.
- De Sanctis, G. (1937): La dittatura di Caere. in: Scritti in onore di B. Nogara, Vaticano, pp. 147-58.
- De Sanctis, G. (1956): Storia dei Romani, Vol. 1, 2^a ed., Firenze.
- De Sanctis, G. (1960): Storia dei Romani, Vol.2, 2^a ed., Firenze.
- De Visscher, F. (1956): <<IUS QUIRITIUM>>, <<CIVITAS ROMANA>> ET NATIONALITÉ MODERNE. in: Studi in onore di Ugo Enrico Paoli (Firenze) pp. 239-51.
- Forsythe, G. (2005): A Critical History of Early Rome. From Prehistory to the First Punic War. University of California Press.
- Fraccaro, P. (1934): L'organizzazione politica dell'Italia romana. in: Atti del Congresso internazionale di diritto romano I, pp.195-208 = Opuscula I (Pavia 1956) pp.103-14.
- Fraccaro, P. (1935): 'Tribules' ed 'aerarii.' Una ricerca di diritto pubblico romano. in: Athenaeum 11, pp.150-72 = Opuscula II, 149-70.
- Frederiksen, M. (1984): Campania. British School at Rome.
- Frezza, P. (1956): Note esegetiche di diritto pubblico Romano. in: Studi in onore di P. De Francisci, Vol. I. Milano.
- Galsterer, H. (1976): Herrschaft und Verwaltung im republikanischen Italien: Die Beziehungen Roms zu den italischen Gemeinden vom Latinerfrieden 338 v. Chr. bis zum Bundesgenossenkrieg 91 v. Chr. München.
- Göhler, J. (1939): Rom und Italien. Die römische Bundesgenossenpolitik von den Anfängen bis zum Bundesgenossenkrieg. Breslau.
- Grieve, L. J. (1982): The Etymology of municeps. in: Latomus 41, pp. 771-2.
- Grieve, L. J. (1983): Tabulae Caeritum. in: C. Deroux (ed.), Studies in Latin Literature and Roman History, III (Bruxelles) pp. 26-43.
- Hantos, Th. (1983): Das römische Bundesgenossensystem in Italien. München.
- Harris, W. V. (1971): Rome in Etruria and Umbria. Oxford.
- Heurgon, J. (1969): Rome et la Méditerranée occidentale jusqu' aux guerres

puniques. Paris

Heurgon, J. (1970): Recherches sur l'histoire, la religion et la civilisation de Capoue preromaine des origines à la deuxième guerre punique. Paris.

Humbert, M. (1972): L' incorporation de Caere dans la civitas Romana. in: MEFR(A) 84, pp. 247-68.

Humbert, M. (1978): Municipium et civitas sine suffragio. L' organisation de la conquête jusqu' à la guerre sociale. Roma.

Jacoby, F. (1955a): Die Fragmente der griechischen Hsitoriker, III. Teil b, Kommentar zu Nr. 297-607 (Text), Leiden.

Jacoby, F. (1955b): Die Fragmente der griechischen Hsitoriker, III. Teil b, Kommentar zu Nr. 297-607 (Noten), Leiden.

Kübler, B. (1925): Geschichte des römischen Rechts. Leipzig.

Laffi, U. (1985): La definizione di Municipium in Paolo-Festo (155L). in: Athenaeum n.s. 63, pp. 131-5 (ウンベルト・ラッフィ 「パウルス - フェストウスに (155L.) における municipium の定義」 ウンベルト・ラッフィ著 田畠賀世子訳『古代ローマとイタリア』(ピーザ 2003年) 63-9頁)

Laffi, U. (2000): Rev. Giovanna Mancini, Cives Romani Municipes Latini, Milano 1996. in: Studia et Documenta Historiae et Iuris 66, pp.461-468.

Last, H. (1945): The Servian reforms. in: JRS 35, pp.30-48.

Campanile, E. e Letta, C. (1979): Studi sulle magistrature indigene e municipali in are italica. Pisa.

Lemosse, M. (1949): L'Affranchissement par le cens. in: Revue d'Histoire du Droit 26, pp.161-203.

Mancini, G. (1997): Cives Romani Municipes Latini. Milano.

Manni, E. (1947): Per la storia dei municipi fino alla guerra sociale. Roma.

Manni, E. (1969): Sur l'origine des municipia romains. in: RHD 47, pp.66-77.

Marquardt, J. (1881): Römische Staatsverwaltung. 1.Bd. 2.Aufl. Leipzig.

Mattingly, H. (1960): Roman Coins From the Earliest Times to the Fall of the Western Empire. 2nd ed. Lonson 1960.

Maule, Q. F. et Smith, H. R. W. (1959): Votive Religion at Caere: Prolegomena. Berkeley and Los Angeles.

Meyer, Ernst (1964): Römischer Staat und Staatsgedanke. 3. Aufl. Zürich /

Stuttgart.

- Michels, A. K. (1967): The Calendar of the Roman Republic. Princeton.
- Mommsen, Th. (RStr.): Römisches Staatsrecht. 3 Bde. 3. Aufl. Leipzig 1887-8.
- Mommsen, Th. (1899): Römisches Strafrecht. Leipzig.
- Mommsen, Th. (1879); Die gallische Katastrophe. in: Römische Forschungen, 2. Bd. Berlin, pp. 297-381 = Hermes 13 (1878) pp. 515-555 (mit Verbesserungen)
- Münzer, Fr. (1920): Römische Adelsparteien und Adelsfamilien. Stuttgart.
- Niebuhr, B. G. (1836): Römische Geschichte. II. Teil. Berlin.
- Oakley, S.P. (Commentary I, II): A Commentary on Livy. Books VI-X. Oxford 1997(Volume 1), 1998(Volume II).
- Nicolet, Cl. (1961): Appius Claudius et le double Forum de Capoue. in: Latomus 20, pp. 683-720.
- Nicolet, C. (1976): Le métier de citoyen dans la Rome républicaine. Paris.
- Ogilvie, R.M. (Commentary): A Commentary on Livy. Books 1-5. Oxford 1965.
- Packard, D.W. (Concordance to Livy): A Concordance to Livy. 4 Vols. Massachusetts 1968.
- Pallatino, M. (1957): Scavi nel santuario etrusco di Pyrgi, in: AC 9, pp.206-22 et Tav. LXXXVIII-CI.
- Pallotino, M., Colonna, G., Garbini, G., Borrelli, L. V. (1964): Scavi nel santuario etrusco di Pyrgi. in: AC 16, pp.49-117.
- Petzold, K.-E. (1972): Die beiden ersten römisch-karthagischen Verträge und das foedus Cassianum, in: Aufstieg und Niedergang der römischen Welt, I-1, Berlin ? New York, pp.364-411.
- Piganiol, A. (1923): Observations sur la date des traités conclus entre Rome et Carthage, in: Le Musée Belge 27, pp.177-88
- Piganiol, A. (1974): La conquête romaine. Paris.
- Piéri, G. (1968): L'hisotoire du cens jusqu'à la fin de la République romaine. Paris.
- Pincent, J. (1954): The Original Meaning of Municeps. in: Classical Quarterly 4, pp.158-64.

- Pinsent, J. (1957): Municeps II. in: Classical Quarterly 7, pp.89-97.
- Prayon, F. (1981): Historische Daten zur Geschichte von Caere und Pyrgi. in: Akten des Kolloquiums zum Thema: Die Göttin von Pyrgi – Archäologische, linguistische und religionsgeschichtliche Aspekte –, Firenze, pp. 39-53
- Ridgway, F. R. S. (1990): Etruscans, Greeks, Carthaginians: The Sanctuary at Pyrgi. in: Greek Colonists and Native Populations – Proceedings of the First Australian Congress of Classical Archaeology held in honour of Emeritus Professor A. D. Trendall, Sydney 9 – 14 July 1985 – ed. by Jean-Paul Descœudres, Oxford, pp. 511-30
- Rudolph, H. (1935): Stadt und Staat im römischen Italien. Leipzig.
- Salmon, E.T. (1982): The Making of Roman Italy. London.
- Schachermeyr, F. (1930): Die römisch-punischen Verträge, in: Rheinisches Museum N. F. 79, pp.350-80.
- Scullard, H.H. (1989): Carthage and Rome, in: The Cambridge Ancient History VII, 2 (2nd ed.) pp. 486-572
- Seston, W. (1973): La citoyenneté romaine. in: Scripta Varia. Mélanges d'histoire romaine, de droit, d'épigraphique et d'histoire du christianisme. Paris. pp. 3-18 (= XIII Congrès International des Sciences Historiques. (Moscou, 16 –23 octobre 1970), 1973 pp. 31-52).
- Sherwin-White, A.N. (1973): The Roman Citizenship. second edition. Oxford.
- Sordi, M. (1960): I rapporti romano-ceriti e l'origine della civitas sine suffragio. Roma.
- Taylor, L. R. (1960): The Voting Districts of the Roman Republic. The Thirty-five Urban and Rural Tribes. Roma.
- Tibiletti, G. (1959): The ‘Comitia’ During the Decline of the Roman Republic. in: Documenta Historiae et Iuris. 25, pp.94-127.
- Tibiletti, G. (1961/2): Latini e Ceriti. in: Studi giuridici e sociali in memoria di E. Vanori (= Studio Ghisleriana, Ser. 1-3) 239-49.
- Toynbee, A. J. (1965): Hannibal's Legacy. The Hannibalic War's Effects on Roman Life. Vol. I. Rome and Her Neighbours before Hannibal's Entry. London

Walbank, F.W. et al. (ed.) (CAH VII,2): The Cambridge Ancient History. Second Edition. Volume VII, Part 2: The Rise of Rome to 220 B.C. Cambridge 1989.

Werner, R. (1963): Der Beginn der römischen Republik. Historisch-chronographische Untersuchungen über die Anfangszeit der libera res publica. München / Wien.

Wissowa, G. (1912): Religion und Kultus der Römer. München

Zmigryder-Konopka, Zdz. (1929): Les Relations politiques entre Rome et la Campanie. in: Eos. Commentarii Societatis Philologae Polonorum 32, 587-603

Zoeller, M. (1878): Latium und Rom. Leipzig.

石川勝二『古代ローマのイタリア支配』溪水社（1991年）

岩井経男『ローマ時代イタリア都市の研究』ミネルヴァ書房（2000年）

谷本拓也「ローマ共和政初期における投票権なきムニキピウム」『西洋史学論集』第39号（2001年）71～82頁

長谷川博隆『古代ローマの政治と社会』名古屋大学出版会（2001年）

平田隆一「ピルジ出土「金の薄板」エトルスキ語銘文の解明と歴史的背景」『東北学院大学論集』歴史学・地理学第39号（2005年）79～118頁

砂田 徹『共和政ローマとトリブス制—拡大する市民団の編成』北海道大学出版会（2006年）